

令和３年陸別町議会９月定例会会議録（第４号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和３年９月15日 午前10時00分		議 長	本 田 学	
	散会	令和３年９月15日 午後３時00分		議 長	本 田 学	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1	中 村 佳 代 子	○			
	2	三 輪 隼 平	○			
	3	久 保 広 幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多 胡 裕 司	○			
	7	渡 辺 三 義	○			
	8	本 田 学	○			
会議録署名議員	久 保 広 幸		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄 野 勝 政			主任主査 竹 島 美 登 里		
	町 長	野 尻 秀 隆	教 育 長	有 田 勝 彦		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	監 査 委 員	飯 尾 清	農業委員長（議員兼職）	多 胡 裕 司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早 坂 政 志	総 務 課 長	副 島 俊 樹		
	町 民 課 長	棟 方 勝 則	産 業 振 興 課 長	今 村 保 広		
	建 設 課 長	清 水 光 明	保健福祉センター次長	丹 野 景 広		
	国保健康診療所事務長 総 務 課 主 幹	（丹野景広） 請 川 義 浩	総 務 課 参 事	高 橋 直 人		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	空 井 猛 壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	瀧 口 和 雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
4	意見書案第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
5		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前１０時００分

○議長（本田 学君） 本間会計管理者より、欠席する旨、報告がありました。

これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、３番久保議員、４番谷議員を指名します。

◎日程第２ 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第２ 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

３番久保議員。

○３番（久保広幸君） ３番久保であります。

それでは、今日の一般質問を始めさせていただきます。

通告に従いまして、今日は前議会定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染症関連のポストコロナ社会における地方創生、そして、特別養護老人ホームの改築計画につきまして、町長及び教育長にお伺いします。

それでは最初に、ポストコロナ社会における地方創生についてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大、これは最初の緊急事態宣言発出以降、約１年半にわたって幾度かのリバウンド感染を繰り返しつつ、いまだ収束には至っておりません。

現在、国内外ともにワクチン接種による効果に期待しつつ、手探りの対応を強いられる状況にあります。この新型コロナウイルス感染症との闘いは、収束を見通せないままに時間ばかりを費やすことになるのかもしれない。

前議会定例会における一般質問でも取り上げさせていただきましたが、感染症を含む災害にも負けない強靱な地域社会を早急につくる努力が求められます。感染拡大の影響が長引くにつれて、東京など人口密度の高い大都市のリスクの高さが認識されるようになり、企業はテレワークの導入に取り組むなど、様々な方面で新しい生活様式が日常の中に浸透しつつあります。

我が国では6年ほど前から、地方創生の格言の下に東京一極集中を是正すべく様々な施策を講じてきておりますが、一向にその効果を見出すことができない状況下で、皮肉にもこの感染症の拡大は人の移動にも大きな影響を及ぼし、それまで高い水準で推移していた東京圏への人口流入が昨年度初頭あたりから一転して大幅に落ち込み、ついには転出超過に至っているということでもあります。

コロナウイルスの感染拡大を背景にして、働き手の地方移住への関心がこれまでは人の流れの壁と言われておりました就業機会の少なさ、生活における利便性の低さなど、地方の弱点は変わっていないにも関わらず、これまでに比べて上昇しつつあるという変化の兆しが喧伝されております。何度も繰り返すことになってしまいますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会変化、これは人口密集リスクの顕在化などこれまでの経験からは想定できない影響が出ております。

一方、ICTを活用した働き方の変化や非接触型サービスの需要拡大などに伴うデジタル化、リモート化の急速な普及で都市部から地方への人の流れをつくる分散型社会など、新しい生活様式が定着してきて人々の行動も変容してきております。これまでは不利と見れていた地方の環境を凶らずもの理由ではありますが、補える要素が表れてきたことは、間違えのないことだと思っております。これを地方回帰のチャンスと捉えるべきか、オンライン教育、オンライン診療、リモートワークによる移住定住の促進、ネット通販やデリバリーの利用拡大、そしてワーケーションなどの時間や場所にとらわれない働き方の拡大など、自治体それぞれに工夫を凝らした施策に取り組んでおります。

このような社会の動きの中で、当町はコロナ禍後のいわゆるポストコロナの時代をどのように行政運営していくのか具体的な考えをお伺いしますが、まずは新しい生活様式が及ぼす社会変化にどのように対応するのかということでもあります。

それでは最初に、学校運営について教育長にお伺いします。

昨年の3か月間に及ぶ休校措置の影響として、学業と行事等の中止や規模縮小に伴う心理面のリカバリーがどのような状況にあるのか、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 現在、北海道は8月27日から緊急事態宣言が発令され、9月12日までの期間が9月30日まで延長されました。

この間、町内の小中学校は通常授業としていますが、コロナウイルス感染症拡大対策のため、放課後については児童生徒の速やかな下校、教職員の定時退勤に努めているところであります。

また、懸念であります学業とか行事面の関係でありますけれども、まず学業面であります。

昨年度臨時休業期間があったものの、夏休み・冬休みにおける長期休業の短縮であるとか土曜授業の実施、行事の中止、縮小などにより、学校授業数の標準実数を上回る授業実数を確保しているところであります。また、令和3年度、昨年は中止いたしました

全国学力・学習状況調査では、対象学年の小学6年生、それから中学3年生においては、全道平均、全国平均とほぼ同等というような結果が出ておりますので、一定程度の成果は出せたのではないかとということで、評価をしているところであります。

また、昨年度の行事面におきましては、まず小学校のほうでありますけれども、中止の部分につきましては、5月予定だった遠足だとか、それから毎年実施しております陸小祭りという学年ごとの行事については、残念ながら中止をさせていただきました。運動会については延期縮小ということで、6月開催を9月開催にして1日日程のものを午前中のみで開催ということで縮小しております。それから、修学旅行につきましても、7月に札幌方面の1泊2日の日程を年が明けました令和3年2月に同じ1泊2日でありましても、紋別方面に日程を変更して実施をしているところであります。また、学習発表会につきましては、時期を変更いたしまして全校一斉にやるものを学年ごとに開催する学年発表会に変更して、縮小して実施をしているところであります。

また、中学校におきましては、体育祭、延期縮小による実施、これは5月実施の予定を10月に午前中のみでの開催、それから修学旅行につきましては、当初4月に一昨年まで行っておりました東北方面、それを取りやめて9月に道南方面に変更しております。それから、文化祭につきましては10月日曜日に開催予定のものでありましたが、これは中止をして12月平日に作品の展示のみということで、それぞれ中止、それから延期、規模縮小ということで、教職員含めていろいろな関係の協力を得ながら実施をしているところであります。

また、この影響によるリカバリー等についてでありますけれども、児童生徒及び保護者は、コロナ感染症対策のため制約が多くなり、ストレスを感じて残念な思いを強く持っていることは想像できますが、このような状況下でもマイナス指向とするだけではなく、今やれることに全力で取組、理解と協力をいただいているところであります。また、関係者の皆さんには大変感謝を申し上げたいというふうに思っております。

陸別町におきましては、コロナ禍の影響による不登校はありませんが、心理面への影響を少しでも和らげるため、学校ではスクールカウンセラーの活用や教職員より一人一人の表情や言動、それから体調、友人関係をじっくり見守って、個々に寄り添った対応に努めているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁で、学業の時間数は確保されているということで、そのしわ寄せは当然出てくるのですが、行事等も縮小、延期で何とか対応してきたと、結果的に父兄も含めてなにがしかの心理的な影響はあったと思われませんが、今のところ不登校のことについても言及されておまして、一安心しているところでありますが、都市部ではやはり不登校という問題が顕在化していると聞いております。このコロナとの関係はまだまだこの先も続くと思いますので、またいろいろな面でお伺いしてい

きたいとそうように考えております。

それでは、質問を続けさせていただきます。

小学校、中学校ともに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てて i P a d 等の情報機器を整備しておりますが、現在までの活用状況と教育行政執行方針にも掲げられております G I G A スクール構想について、これは経済活動におけるテレワークとまではいかないまでも、この I C T 活用をさらにステップアップしていくのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、町内の小中学校におきましては、昨年度、令和 2 年度において校内のネットワーク整備のための W i - F i 環境を整えて、タブレット端末も 1 人 1 台購入されました。この整備に向けては多大な経費がかかっておりますけれども、ここには御理解をいただきまして、町理事者、議会の皆様には大変感謝を申し上げたいというふうに思っております。現在、小中学校全ての授業でタブレットの活用が図られているというような状況であります。

活用状況では、特に中学校の取組が進んでおりまして、通常授業はもとより家族の体調不良等で出席停止となった生徒への授業配信を行うなど、タブレットの持ち帰りの活用も進めております。現在小学校についても同様の取組を進めているところであります。

また、今後のステップアップといたしましては、授業時での活用方法の検証を進め、再度の臨時休業に備えるため、授業配信に加え、それから課題の作成、提出や持ち帰り時のルールの策定など、小中学校と教育委員会が協力して進めているという現状であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） ただいまの答弁の中で、タブレットの持ち帰りについては、過去にもお伺いした経緯がございまして、その時点では持ち帰りは想定されていないということでしたが、現実の状況を考えまして、今、持ち帰りも対応しているということですから、その方向でぜひ進めていただきたいと、そうように考えております。

質問を続けさせていただきます。

教育行政執行方針には、新型コロナウイルス感染症に由来する新生活スタイル、新しい生活様式という表現もございます。スポーツの振興においては、地域交流を目的の一つとしておりますが、コロナ禍を経験した現在、従前のままの手法で取り組むことにはならないと思いますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） スポーツ関係であります。

まず小中学校では、体育の授業、それから少年団活動、部活動が児童生徒にとって主

なスポーツ活動となります。現在では、感染拡大防止に配慮した活動となり、各種大会においても同様の対策が講じられた対応となっております。

町内においては、自主管理の施設が大半で、各施設に応じた感染拡大防止対策の下、使用を認めているところであります。特に学校開放施設であります小中学校体育館につきましては、使用の翌朝教育委員会の担当職員が学校体育館に赴き、消毒作業を続けているというような現状があります。

今年度につきましては、今、緊急事態宣言下でありますので、ほぼ施設が休館・休止ということになっておりますので、部活動は一部大会の出場予定を除いて少年団活動も休止の要請をして、協力いただきいているというような状況であります。

町民全体の中では、新しい生活様式を想定したスポーツ振興の取組といたしましては、実は一部私見もありますけれども、団体活動から個別活動への移行に向けた取組が必要と感じています。当町では自主管理施設がほとんどのため、団体、チーム、サークル活動等が主な利用者となっております。これは人口減少の要因も含めて、活動自体がいま現在停滞しているというように感じているところであります。生涯にわたって誰もがいつでもスポーツに親しむことができる環境を整備していかなければならないというふうに思っております。

今後も感染対策や3密の回避などを継続して進めなければいけません。そのためには、本年、令和3年2月に策定いたしました陸別町教育施設長寿命化計画に基づき、町民ニーズに対応できるよう老朽化している施設の計画的な改築・改修が必要だと思っております。娯楽施設が少ない当町においては、財政面を考慮すると容易なことではありませんが、個人で活動できる場所、あらゆる年代の方がスポーツを楽しめる場所としてこのコロナ禍に安全・安心に活用できる施設整備を進めていかなければならないというふうに感じております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） スポーツ振興について今お答えいただきまして、これまではこういう言及はなかったと思いますが、団体活動から個別活動へシフトというか軸足を置いていくような答弁がございました。これがコロナ禍を経験した一つの教訓だろうとそう思うように思っております。

時間の配分がございますので、次の質問に入りたいと思います。

次に、行政運営における政策施策への影響について、町長にお伺いします。

ポストコロナにおける社会課題として、一つは冒頭でも申し上げましたが、東京に生活と経済の拠点が集中していることをリスクと捉えられるようになっていることであります。地方への人の流れを創出する上で、課題を就労と生活のそれぞれの環境整備について見てみますと、まず就労環境について、これまでは業種、量ともに少ないことが地方の最大のネックになっておりました。しかし、テレワークという新しい働き方の促進

に伴って、就業面での地方移住のハードルが下がりつつあることから、通信環境の整備と移動を容易にできる交通インフラの確保に重点を置いた施策によって展望が持てるのではないかと考えております。

また、生活環境の整備としては、もともと当町は自然災害の少ない地域であることが一つの利点でもあります。一方何と言いましても、医療体制や教育及び保育などの子育て支援体制の向上が強く求められる状況にあります。地方創生の本質として、次世代を担う若者がテレワークの普及によって、副業を持ちながら地方で暮らすことができる雇用対策が必要になるものと考えております。

そのようなことで、地方創生推進交付金を充てて昨年度から取り組んでおりますU I J ターン新規就業支援事業は、東京圏から当町に移住した者が、道のマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合、または企業支援金の交付決定を受けた場合に移住支援金を交付するというものであります。開始から1年が経過する状況下において、この事業に関する進展に変化が生じているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） U I J ターン新規就業事業、これは令和2年度から開始した東京圏から陸別町へ移住した方に対して、必要な条件を満たした場合に、移住支援交付金を交付する北海道と共同で行う事業であります。令和3年度に移住者の条件緩和、専門人材に関する要件の創出、テレワークに関する要件の創出など、北海道の要綱等の一部改正がありました。

状況につきましては、昨年度町内事業者に対し説明を行い、現在町内で登録している法人は1社であります。今のところ事業実績はございません。また、今年度も今のところ問い合わせなどは来ていないということでもあります。北海道との連携事業でもありますので、今後の動向を注視して進めていくことになろうかと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今、町長が町内の事業者の登録について言及されておりました。

私も道のホームページで調べましたら、間違っているかもしれないですけども、町内は農業法人ではなかったかと思うのですが、1社あったように記憶しております。

さらに新しい生活様式として注目されておりますワーケーションであります。これは時間や場所にとらわれず、観光地等で休暇を楽しみながら仕事をする新しいスタイルの働き方と言われており、当町においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てて、現在、モニター事業に取り組んでおりますが、現時点におけるこの事業の進展状況をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどの答弁ですが、農業法人と議員おっしゃっていました

が、林業に関する法人ですのでつけ加えておきます。

それではただいまの質問に関してなのですが、ワーケーション関係なのですが、これは本年度新しい取組として考えたワーケーションモニター事業であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、4月以降、主に首都圏の緊急事態宣言や北海道でも緊急事態宣言が発出される中で、都道府県をまたいだ往来の自粛などによりまして事業の実施を見合わせざるを得ない状況であります。移住に関するちょっと暮らし住宅の予約もストップしている状態でもあり、今後の状況の推移を見つつ、陸別移住を応援する会からの御意見もいただくなど、年度内の実施の有無についてを現在検討しているところであります。

北海道においても、北海道型ワーケーションの普及、展開について推進しておりますが、事業委託先である二十一総研との情報交換を事務レベルで実施しております。現在、各自治体と企業のマッチングは数でいいますと14件というふうになっておりまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、都道府県をまたぐ移動には消極的な動きとなっております。陸別町のワーケーション事業につきましても、今後の状況を見据えながら、実施のタイミングについても判断していきたいとそうように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） このワーケーション事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業でもあることから、道内においては相当数の市町村が取り組んでおりまして、様々な施策を駆使して交流人口から関係人口へ、そして移住定住へとつながることに努めているわけですが、ただいま町長の答弁にありましたように、緊急事態宣言等で人の移動が相当強い制約を受けておりますので、どの自治体も大変腐心しているようであります。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、地方に向けた人口移動の大きな流れが生ずると期待するのは早計とも言われております。これに関係するアンケート調査が数多く行われておりますが、実態の移住者数に比べて過大評価であることが多く、地方移住の可能性を有した人材という位置づけに過ぎず、テレワークの普及は地方への移住を思い描く追い風程度との認識も必要と言われております。

地方創生において今考えるべきは、働き方改革の流れの中で、テレワークなどネットワーク社会の利点を生かし、居住地にこだわらず様々な地域の企業に就労できる環境を整備する施策を実行するかだと思っております。

ポストコロナにおける社会課題の変化として、もう一つ、新型コロナウイルスの感染拡大阻止に対する様々な支援策の乱発によって、国債発行残高が過去最大を大幅に更新する状況下で、今後の地方財政計画がどのようなことになるかということでもあります。令和3年度の地方財政対策として、国は地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的

に同水準を確保することを基本にしていると言われております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、とりわけ地方税収入の大幅な減収が避けられず、国は地方税収及び地方譲与税収の合計額を対前年度比で3兆6,000億円余りの減収を見込む中で、経費全般について節減と合理化に努めるも社会保障関係費は増加することから、10兆円規模の財源不足が生ずるとしております。このようなことで地方財政の運営に支障の生ずることがないように財政対策債の増発等によって対応するとしておりますが、様々な操作を行ってもなお生ずる不足分は、国と地方が折半して補正措置を講ずるとしてしておりますので、実質これまでの地方交付税の給付水準が維持されるかは甚だ疑問の生ずるところであります。

また、増発された財政対策債の償還に係る公債費が後年に発生するのでありますから、どのようなテクニックを使ったにしても、基礎財政収支のバランスをとることを経済財政運営の指針として政策決定しておりますので、税収が増えない限り地方財政対策が好転するとは思えないのであります。現に、当町の近年の歳入歳出決算においては、実質単年度収支が歳出超過の状態に陥ることが多くなっておりますので、地方交付税の縮減が現実になりますと、自主財源が1割を超える程度の当町のような小規模自治体の財政は、たちまち硬直化してしまうことが懸念されます。今後、さらに厳しい財政運営になることは間違いのないことを多くの関係者が異口同音に捉えておりますが、具体的な方策が見えない状況にあると思います。

今後を見通すに当たっては、一層の財政の効率化、適正化に努めなければならないものと思っております。このような中では、真っ先に言われるのが行政改革と広域行政の推進となるのであります。広域行政の推進については、声だかには言いたくありませんが、行政改革は避けては通れないものだと思っております。

その中から、今日は業務を委託及びアウトソーシングすることの目的と効果、そして、国が簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計に地方公営企業法の適用を進める先に何があるのかについて伺います。

国は、地方行政改革の取組として、行政のアウトソーシングや外部委託を積極的に推進しようとしております。この業務の委託化などによる行政改革については、2年ほど前にも伺った経緯がありまして、地方行政サービスの民間委託の推進や指定管理者制度の活用などを国が推奨する中で、当町もその時点では本庁舎の清掃や一般ごみ収集、学校用務員業務等を民間委託するとともに、ポイントマム畜産センターや各地区公共草地の管理には、指定管理者制度を導入するなどの改革に取り組んでいることを公表されておりましたが、今後のさらなる業務委託等の拡大については考えていないということでありました。業務を委託化することによって、国は地方交付税算定のための基準財政需要額に反映させるということでありましたが、当町が既に取り組んでおります委託化が行政の運営効率の向上にどの程度寄与できているのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 国の令和３年度の地方財政対策におきましては、一般財源総額の確保としまして、地方交付税については前年度を上回る１７．４兆円が確保されまして、当町において決定された普通交付税は２１億３，８９５万９，０００円と昨年度に比較しまして１億３，９２６万４，０００円の増というふうになっております。国においては、地方行政サービス改革の推進に関し、民間委託等の積極的な活用等による業務改革の推進、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要であるとされております。

現在、当町では一般廃棄物収集等業務、スクールバス運行、ふるさと交流センター宿泊研修施設オーロラハウスの管理、天文台コテージ村等管理、高齢者共同生活支援施設福寿荘の業務、小学校・中学校管理業務、公民館管理業務など、数多くの業務を民間委託しております。現在の職員定数の中で様々な住民サービスを図っていく上で、業務委託は必要不可欠なものとそのように理解しているところであります。

○議長（本田 学君） ３番久保議員。

○３番（久保広幸君） ただいま町長の答弁で触れられておりました地方交付税、令和３年度分については増額というような答弁がありました。これは、当然国において法人税が特定な業種で経営がこのコロナ禍であってもいいということで、法人税が増えている分が影響しているものと考えております。このコロナ禍の国全体の法人税の問題は、増減は、コロナの継続による影響がこれから出てくるのだらうと思っております。

一方で、地方税収、これはストレートに減収が始まるだらうと思っております。したがって、地方交付税の多い少ないに一喜一憂できる状況ではなかなかかなりづらい面ではあるだらうとそのように考えております。

それでは質問を続けさせていただきますが、当町では、観光振興における民間の担い手不足の問題、それに携わる町職員の負担軽減などを目的に、官民連携組織の株式会社りくべつが一昨年１２月に創立されておりますが、その定款には、目的とする事業としては極めて広汎な業種が規定されております。その中の行政サービスの関わりでは、町からの受託事業を掲げるとともに、公共施設等の清掃、警備及び維持管理運営等に関する事業を定めており、将来の指定管理者制度による事業展開も視野に入っているものと思っております。

町行政の改革におけるこの会社への期待については以前お伺いいたしましたが、町長は今後の事業展開に期待したいというニュアンスにとどめられておりました。これが行政改革に寄与できるかどうか、今後のことではありますが、創立からまだ日が浅い状況ではありますが、どのように見ておられるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 令和元年１２月１８日に第三セクターとしまして、株式会社りくべつが創設されました。設立時の目的としまして、既存の第三セクターや民間に委託していた仕事を新会社が一元的に担うことによりまして、事務事業の効率化、人員の確

保、イベントなどの担い手不足を図ること等が記載されております。令和2年4月1日より業務を開始しておりますが、令和2年当初より国内でコロナ感染症が爆発的に拡大しまして、4月には第一回目の緊急事態宣言が発令され、それ以降コロナ感染症の収束を得ずに現在に至っているという状況であります。

この間、町内の多くのイベント等は中止しておりまして、集客施設などの休館、また営業の縮小など、コロナ以前とはほど遠いというような状態であります。当初の目的である事業効果が検証できるのはまだ先のことであると、そのように認識しているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この行政サービスの業務委託及びアウトソーシングにおいて、このたびのコロナ禍を経験して、行政側が受託者に対してどのようなセーフティーネットを準備できるか、これは以前にも質問した記憶がありますが、BCBと言われる事業継続の問題であります。当町の商工会も以前どこかで聞いたのですが、やはり会員の事業者にそれぞれ計画をつくってもらうよう考えなければならないというようなお話もしておられました。

今日お話しするのは、確かに事業者それぞれが努力もしなければならないのですが、業務を委託する上では、やはり委託者側も一定の支援体制をとっておく必要があるということで、これからお話をお伺いしたいとそうように考えております。

今、株式会社りくべつが出ましたが、いただきました令和2年度の経営状況説明書を見ますと、税の減免措置などで黒字の決算になっており、今後のコロナ禍の影響を考慮して、当期の利益余剰金は全額繰越しして次期の運営資金に充てております。

一方、労務費の決算額は予算額に対して大きく減額しておりますので、受託している天文台やコテージ村の利用がコロナ禍の影響で減少したことに伴い、臨時的雇用職員の労働も減ったものと推測できます。緊急事態宣言の発出などによって、公共施設に対する一律の休業要請などの影響で、一時閉館に至った際の雇用の問題について、国の休業支援金などの受給が可能だったのか。この労務費の減額に対応して、町の管理委託料も減額していると思います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をこの減収の補填に充てるのは、交付金の使途に制限があつて難しかったのかかもしれませんが、今後の検討課題になると思っております。

それでは、次にこの質問の冒頭でも申し上げましたが、国が簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計に地方公営企業法の適用を進める先に何があるのかについて伺います。

まず、何ゆえにポストコロナとして簡易水道及び上下水道事業における地方公営企業法の適用を論じる必要があるのかということですが、それはコロナ禍後の行政改革の必要性とともに、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を配分す

る目的が感染拡大の防止のみならず、強靱な経済構造の構築など、幅広い視点からなる地域の取組を支援するとしておりますので、今後、町財政の状況によっては、使用料として町民の負担に大いに関係するこれらの事業の将来の見通しが極めて気になる場所があります。今年度の公共下水道事業特別会計には、地方公営企業法適用化事業負担金を計上しておりますが、これは昨年度の簡易水道事業に引き続くものであります。国としては、これらの事業運営には地方交付税の繰入れが欠かせませんので、公営企業法の適用をもくろむには何らかの意図を持っているものと思っておりますが、町としてどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 簡易水道事業と下水道事業の公営企業会計の適用の推進につきましては、平成27年と平成31年の1月にそれぞれ総務大臣通知がありまして、人口3万人未満に区分される当町におきましては、令和6年4月からの適用に向けて昨年より作業を始めたところであります。

昨年は簡易水道事業と下水道事業の公営企業会計適用へのプロセスとなる基本方針を作成しまして、今年度はまず下水道事業の固定資産台帳の整備と下水道台帳の情報データの構築を行っており、来年度は同様に簡易水道事業の作業を進める予定としております。これらの作業を進め、将来の管理運営のシミュレーションをすることとなるため、現段階では将来の見通しについて何とも申し上げることはできませんが、議員がおっしゃるとおり、使用料は町民の負担に大きく関係いたしますので、今後各事業においては施設の設備の老朽化に伴う更新への投資増財や人口減少等に伴う料金収入の減少などを見込み、将来にわたり安定的にサービスを提供していくため、公営企業会計の適用により資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、集中する更新への投資に対して中長期的な視点に立ちまして、長寿命化を図りながら計画的に取り組む必要があるとそうように考えております。

なお、事業計画や料金については、審議会にも諮問を行いながら検討していきたいとそうように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま答弁にありました一番気になるのは、水道料金です。これは非常にデリケートな問題でありますので、簡単には言及できないわけですが、ただ、将来的にはやはり上水道、下水道の受給者としては、非常に気になる問題であろうかとそうように考えております。

それで、簡易水道事業、これはこれまでただいま町長の答弁でもありましたように、地方公営企業法の非適用事業として運営してきておりますが、公営企業の経営比較分析表に準じて検証した場合、給水人口、水需用の予測及び料金収入、さらには施設設備の更新見通しなどただいま答弁にありましたように、いずれも相当厳しい状況にあると思っております。

ポストコロナにおける社会課題の変化、これは多岐多様にわたるものと考えられますが、例えば、少子高齢化への対応や地域社会のコミュニティの衰退、自然災害の激甚化など、これはコロナ禍以前から顕著になっていた社会課題ではありますが、それらがさらに感染症の拡大に対する不安などから出生が減り、人口の減少と少子高齢化が加速する可能性があると言われておりますし、地域社会のコミュニティにおいては接触機会を控えることによって、希薄化と孤独化の進行が懸念されております。また、これは既に顕在化していることでありますが、異常気象に伴う自然災害の多発に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が合わさった複合災害への対応が急務の状況にあります。

先ほどのワーケーションについて、これに関連してトレーラーハウスを整備している自治体もございますが、これは観光需要、宿泊事業に応えるだけではなく、災害時の避難所や診療施設としての利用も期待されているということでもあります。そして、このたびのコロナ禍における町内事業者への支援として、飲食宿泊等観光業を中心とするサービス産業の活性化は、町長が前議会定例会でもお答えになっておりますように、ポストコロナに向けて重要な地域課題になっており、当町の場合、それは単にコロナ禍以前の状態に戻すだけではなく、将来にわたって持続可能な地域の産業にしていかなければならないものであります。

それでは、時間の都合がございますので、続きまして特別養護老人ホームの改築計画についてお伺いします。

改築を計画する施設は町内唯一の特別養護老人ホームであります。昭和59年に分かりやすく表現しますと公設民営のような形で民間団体補助金を充ててもなお不足する分を、経営する社会福祉法人の借入れに対する債務負担を含めて、町が全面的に支援する方法で整備され、今日に至っておりますことは承知のとおりであります。創設から既に37年も経過しており、間もなく耐用年限にも迫る状況にあります。

町議会においても、かねてから高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定の際には、建替整備に関する質疑がなされてきたところではありますが、昨年12月に開催された議員協議会において、経営している社会福祉法人から町に対して、計画が示されたとの報告があったのであります。整備の意向が示されたのは正式にはこのときが最初だったと思います。そして、本年7月に開催された議員協議会において、事業費と整備の行程表が示されたのであります。この整備計画の遂行に当たって、現施設の創設の経緯を考えますと町の財政支援が議論されることとなりますので、議会としましても所管の常任委員会等において意見聴取をすべきところではあります。この行程表のタイムスケジュールではそのいとまがありませんので、今日幾つかお伺いしたいと思っております。

予定では、総合振興局との事前協議を経て、国庫補助申請の段階に至っていることになっております。このスケジュールの早さについて、私の経験ではちょっと理解しがたいところもあったのですが、国庫補助申請の段階ということでもありますから、もうほぼ

ほぼ決まったものと想定されてしまうわけではありますが、現状はそのような理解で良いのかお伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） さきの議員協議会に資料として提出いたしました行程表の表記、考え方に相違があると思われますので、正確に説明をさせていただきたいというふうに思います。

実際の社会福祉施設整備に関わるスケジュールでは、事前協議の考え方ではなく、整備計画の検討、作成、提出となっていることから、昨年夏頃から十勝総合振興局に相談協議を行い、整備計画の精査調整を進め、本年８月に令和４年度社会福祉施設等施設整備計画を提出していることを確認しております。

なお、国庫補助申請につきましては、本年８月に提出した整備計画の国庫協議を得まして、令和４年４月に実施主体の通知内示が行われ、直ちに交付申請を行い同月中に交付決定される見込みと、そのように聞いているところであります。

○議長（本田 学君） ３番久保議員。

○３番（久保広幸君） ただいまの答弁をいただきまして、実はこの国庫補助申請の段階にもし至っているとすれば、私がこれ以降質問することが全く意味をなさないことになりますので、少し心配していたのですが、今、町長から修正というか考え方の相違についてお話がありましたので、質問を続けさせていただきたいと思います。

私どもが町からいただいた資料では、事業規模が入所６０室のユニット型全室個室に短期入所８室を併設し、加えて中間施設相当の５室を整備するとしていて、延べ床面積が４，２００平方メートル、事業費では１５億８，２００万円ほどというものであります。現施設に比べますと入所定員１０名と中間施設相当５名分が増えますが、延べ床面積で約２倍強、総事業費で約３倍強になるということであります。第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に当たっての介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における介護を受ける際に希望する場所については、可能な限りは外部の介護サービスを組み合わせて、自宅にて生活することを希望しつつも、それ以後は町内特別養護老人ホームなどの施設で暮らしたいとする方が増えているということでもありますから、町としてもその意向には最大限応えなければならないと思います。特に、利用定員については、地域密着型を大きく超えた広域型を採用するということでもありますから、他地域からの入所希望者の呼び込みによる経済効果も期待できるとしておりますので、整備に対する支援においては十分に配慮しなければならないと思います。国庫補助による施設整備においては、地元自治体の整備に対する姿勢が大きく影響することになります。現行の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における特別養護老人ホームの利用者の見込みを４０人としていて、その全員が町内の施設を利用すると仮定しても予定する定員には満たないのでありまして、現定員を増員するための変更協議においては、町の意見書が必要になると思いますが、この入所定員の増員についてどのような考えを持っておられるの

かお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時点では、建て替え後の開設供用開始時期が令和6年4月以降となっていたことから、本整備計画による増員分については反映しておりません。

また、特別養護老人ホームしらかば苑は広域型の施設でありますので、増員分全てが直ちに影響を与えるものとは考えてはおりません。しかしながら、団塊ジュニアが後期高齢者となる令和22年には、高齢化率が42.5%まで上昇する推計となっていることや、昨年実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護を受ける際に希望する場所として、在宅以外と回答された方が42.9%、さらに現時点におけるしらかば苑の入所待機者が25名、これは町内11名町外14名なのですが、このようになっていくことを踏まえますと、中長期的にはニーズが増加すると考えられますので、入所定員の増員につきましては問題がないものとそのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この定員増の変更、これについて町の現在の意見としては問題はないという意見で、これからの変更協議や施設整備に臨むのだらうと思いますが、私見ではありますが、これについてはこの後、時間がもしありましたら最後に述べさせていただきますと思います。

それで、ユニット型個室の特別養護老人ホームの整備が前提になっていて、それが国庫補助の採択のために必要なことと思っております。ユニット型個室となれば、実際の業務においては現在のスタッフの人員では対応が難しいことから、その増員が必要になります。人員を増やせば人件費もかさみますので、入所定員を増やして収入を確保する必要があったものと推測しております。ランニングコストの均衡を考えて入所定員を増やそうとすれば、当然に初期のインシヤルコストとなる建設費が床面積の増加に伴って増えます。定員増による収入の増加を期待するのでありますから、50人規模とそれ以上とでは人員及び設備の最低基準も段階的に変わりますので、単に人件費の増加だけではなく、スタッフの量と質の確保にも労力を割かなければなりません。当然これは法人だけで対応できる話ではないだらうと思っております。時勢では、ユニット型の個室化は避けられないものの、定員を増やして基準のスタッフ数を確保できなければ、介護報酬の単価が減算になりますし、それを避けるために利用者の数を制限すれば整備された空間の利用が非効率になりますので、施設の整備への支援だけではなく、経営においても町は覚悟を持った指針が必要になると思っておりますが、いかがかお伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 国の配置基準を遵守した運営につきましては、運営する社会福祉法人の運営計画を見守る姿勢でおりますが、町としては介護人材の確保対策を第8期介護保険事業計画に盛り込んでおりまして、安定した運営基盤を整備するためには、介

護の有資格者が必要だとそのように考えております。

保健福祉センターでは、今年度から町内で資格を取得できる機会として、介護職員初任者研修、これは旧ホームヘルパー２級養成講座でございますが、これを事業化していますので、特養への就業にもつながる一助となるとそのように考えています。また、居室の増による安定した経営が行われると望んでおりますが、状況によっては支援が必要な場合が生じてくることも考えられます。法人とも情報を共有していきたいとそのように考えております。

○議長（本田 学君） ３番久保議員。

○３番（久保広幸君） 広域型の特別養護老人ホームを経営するには地域密着型と違ったリスクが伴います。広域といいましても、近隣の市町村在住者であれば大きな支障にはなりません、これが遠隔地からの入所となれば、最も大変なのが入院時の対応であります。介護老人福祉施設の入所者が医療施設に入院しますと、介護保険の受給者ではなくなりますので、医療施設の対応は家族ということになります。家族が遠隔地にいて対応が不可能な場合のリスクが管理できていなければなりません。いずれにしましても、整備する特別養護老人ホームが広域型であれ、小規模な地域密着型であるにしても、当町の立地環境では経営が厳しいものになると思います。地元自治体がどれだけ支援していけるかにかかっていると思います。どういう状況であっても介護老人福祉施設のサービスをこの地域からなくすことはできないのでありますから、行政の立場でどちらのリスクのほうがかたか熟慮する必要があると思っております。

先ほど来、事業規模について伺ってきましたが、現在の施設に比べて入所定員では１０人増え、さらに中間施設相当５室が加わるということで、町内における入所入居施設としての間口が広がることとなりますが、介護予防のための支援を含めたニーズの総量が現時点でもオーバーしている状況ではないと思いますし、将来の見込みでも同様の状態が続くものと、そのように思っております。そのようなことで、これらの入所、入居間口の拡大が既存サービスの経営に影響が出ないか、特に懸案の中間施設を整備することは対象となる利用者の状態像としては、認知症対応型共同生活介護の事業とかぶることになると思いますが、そのすみ分けは必要になるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 入所定員が１０名増えるということにつきましては、さきに述べましたとおり中長期的にはニーズが増加すると考えられますので、増員することに問題はないとそのように考えております。

また、中間的施設として考えている５室につきましては、身体介護が必要な方で認知症のない高齢者をその対象として想定しておりまして、認知症グループホームと対象がかぶることは避けたいとそのように考えております。なお、今回のこの５室に入居後、認知症の診断がついた方が出た場合、認知症グループホームへの申請は可能でありまして、認知症グループホーム、さらには特老の待機者確保としても機能すると、そういう

ことを期待しております。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） この前提となる利用者のニーズであります、今後維持できる、もしくは増えるという答弁でありましたが、このことにつきましては若干総合戦略との関係も含めて異論があるところではありますが、それはまた別の機会にということになりたいと思います。

それで、ただいま出ておりました中間施設相当 5 室の整備、これは国庫補助の対象になっていないようではありますが、サービスの提供は介護保険事業で行うのか、または町の委託事務とするのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 特老本体事業、またショートステイ事業は、介護保険事業として、中間的施設の 5 室については町の委託業務を基本に行う予定であります。最終的な協議には至っておりませんが、実施主体と協議を進めながら、より良い方法で実施していきたいとそうように思っております。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） この委託事業を増やすことにつきましては、これも私はちょっと異論があるのですが、現在も決して効率のいい委託にはなっていないように思いますので、異論があるところではありますがこれもまた別な機会にということにしたいと思います。

整備予定地に隣接するつつじヶ丘団地、これは現在は創設の目的と違った形の利用になっております。今回再びその隣接地に特別養護老人ホームを改築整備する計画が進められている状況の中で、この団地の活用を含めた福祉ゾーンを再整備する議論はなかったのか。これまでも当町の福祉の充実について議論するに当たっては、今期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の巻頭の計画策定の趣旨にも触れられておりますように、地域包括ケアシステムの進化推進を掲げております。これまでの同趣旨の質問に対しては、高齢者サービス調整会議や地域包括ケアシステム推進会議等において、地域課題の共有や具体策の協議を経て方向性を探っていきたいとしておりましたが、今回の整備に対する検討の経過についてお伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） つつじヶ丘団地の造成当時は、この団地に隣接する特別養護老人ホームしらかば苑の御協力をいただき、将来建設が予定されるデイサービスセンターと併せ、これらの施設の有機的つながりと活用を考えまして、高齢者の福祉ゾーンとして整備を図ってまいりたいといたしまして、平成 2 年度に 2 棟 10 戸の建設が行われたものとそうように認識しております。

しかしながら、平成 20 年 11 月から高齢者の応募が全くなく、65 歳未満の方から入居したいとそのような問い合わせが何件かあったこと、入居者の年齢構成から見て、

将来空き家になる可能性が高かったため、平成２２年度から一般の公営住宅へと取扱いを変更した、そのような経緯があります。また、つつじヶ丘団地の居室に設置していた緊急通報装置、これはしらかば苑に対応を委託していたものですが、誤報が多いなど、本来の機能を果たさなくなったこと、機器更新の時期を迎えたことから、これを撤去して現在の緊急通報の形態に変更したことによりまして、福祉ゾーンとしての役割も終えたものとそのようなっております。

なお、今回の建替工事に関しましては、昨年１２月１５日開催の地域包括ケアシステム推進会議におきまして、懸案であった中間型施設の役割を担う施設の必要性など、実施主体から説明を受けた上で内容について協議されまして、異議異論なく会議を終了していると、そのように聞いております。

○議長（本田 学君） ３番久保議員。

○３番（久保広幸君） 時間が来ておりますので、最後の質問にいたしますし、先ほど時間があつたら私見を述べさせていただきたいということでありましたが、これもちょっと難しいと思いますので、ただいま申し上げましたように最後の質問にしたいと思います。

この協議のプロセスについては大変に重要でありますので、現時点ではタイミングを失っておりますが、議会としてもいずれかの機会にこれを検証する必要があると思っております。

このたびの特別養護老人ホームの改築計画、これは当町にとりまして持続可能なまちづくりに極めて重要な事業であります。整備財源一つをとりにしても、一社会福祉法人で対応できるものではありませんし、また、実際の経営においても持続性が担保できるものでなければなりません。

したがって、先ほども申しましたが、地元自治体がどれほど真剣に取り組んでいるかがこの事業の鍵になるだろうと、そのように考えております。計画の適否の意見書も必要になると思いますが、特に財源計画においては、初期の整備費の支援はもとより、仮に社会福祉法人が借入れて対応する債務負担を行うにしても、議会提案の確約書のたぐいがこれからの国庫補助申請には必要になってくるだろうと思っております。その状況をお伺いするとともに、先ほど私見でぜひこれだけは言っておきたいのは、ユニット型個室、これは非常に職員の管理が手薄になります。それで、十分対応できるだけの人の確保ができるかなれば、現在の介護報酬ではなかなかそうはそうはなりません。そういう中で、利用者、入所者の安全をどうやって担保するかが大きな課題になります。

それと同時に、これは１０人程度のクラスターで介護を完結させるわけでありますから、利用者の利便性、それからアイデンティティーとそういうものが上がるわけであります。したがって、利用者負担金も大きく増えます。現在、補足給付を除きますと老齢基礎年金と資産が１，６５０万円以下の方であります、一番多い階層であります

4万四、五千円だろうと思います。これが恐らく1万6,000円ほど上がって6万円ぐらいになるだろうと思います。そうしますと年間で72万円でありますから、基礎年金78万円から後期高齢者医療保険料、それから介護保険料を払えるかどうかの状態になるだろうと思います。それで、日常生活諸費は本人が負担するものでありますが、これは別途それぞれが確保しなければならない状況になると思います。そういうこともあって、先ほど一応私見があるというふうに申し上げたわけであります。この部分についての答弁は必要ございませんが、先ほどの確約書のたぐい等についてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 計画の適否に関わる意見書につきましては、令和4年度社会福祉施設整備計画に対する意見として、令和3年8月11日付で提出しております。財源計画についての確約書等についての国庫補助金の協議申請等には必要ないと確認したと聞いていますが、事業主体の法人から建て替えの財源計画の理事会等での説明において、金額の提示は不用だが、町が補助について議会に提案するという確約書がいただきたいと、要望を受けまして、提出しております。

また、議員からいろいろ御意見も賜りました。十分に参考とさせていただきながら、前に進めていきたいとそうように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時25分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 7番渡辺です。よろしくお願いいたします。

今年度も早いことに9月を迎えまして、あと残すところ3か月余り、すっかり秋の気配を感じるようになりました。昨年から新型コロナウイルス感染症が続きまして、今も収まらず緊急事態宣言ということで、すっかり皆さんにおかれましては疲れているかと思います。今はワクチン接種のおかげで気持ちも本当に軽減され、接種に関わっている皆さんに感謝を申し上げたいと思います。今も継続中ですが、早く接種を終えまして一日も早く収束いたしまして、今までの生活に戻ればいいなと思っております。

今回は町の管理する町道の現状について3点ほど、またその後、墓参道路について3点ほど提案を含めて質疑の中で進めていきたいと思います。できるだけ時間を正午を目途にして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、本町における町道の道路関係について、町長の考えをお聞きしたいと思

います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町道に関しましては、この後の質問とかぶるかもしれませんが、町道はかなりの本数、また総延長キロ数もかなりのものがありまして、全てが完璧というわけにはなかなかいかないであろうと、災害等もありますのでそのように思っておりますが、町民の皆さんにはほぼ満足して御利用いただいているのではないのかなとそのように思っています。また、町民の皆さんから町道に関するいろいろな要望があれば、今までどおり真摯にお聞きいたしまして、できるものは改良を重ねていきたいとそのように考えております。

○議長（本田 学君） 7 番渡辺議員。

○7 番（渡辺三義君） 町道については、住民のライフラインの主軸として生活を守り続けたいといけませんので、これからも安全を中心に管理されることをお願いいたします。

平成 29 年、訓子府－陸別小利別間の十勝オホーツク高規格道路が開通いたしまして、現在小利別－陸別間 20 キロについて施工中でございます。このことにより、本町も交通環境にはかなり地域経済、また生活環境の機能がいろいろなことで起き、最終的にはやっぱり国とか道については観光物流が主流で、やっぱり町道については町内の産業、また生活を守ってくれるのがやはり町道だと思っています。

それで町長にお伺いしたいのは、本町における認定されている道路の本数、そして先ほど町長が言われましたその延長というのはどのぐらいのキロ数を持っているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えしたいと思います。

町道の認定道路が 220 路線あります。総延長では 26 万 6,353.71 メートルとこのことであります。

○議長（本田 学君） 7 番渡辺議員。

○7 番（渡辺三義君） こうして聞きますと、本数 220 路線、キロ数も約 27 万キロメートル弱、非常に多いことに感じます。自分の知っている範囲では、町道といたら町道陸別勲別線とかまたは町道トマム川沿線、そのような代名詞的なことはあるのですが、やはりこうやって聞くと 220、非常に多く感じます。

主軸とされている町道の管理については、通常的点検、また異常時による道路の点検、大雨、台風、地震など冬期間における大雪、吹雪、季節として拘束された中で管理されていると思います。本当に道路管理者、または維持業者については危険なところに、危険なときこそ出動する、これが使命でございますが、どうか体には十分注意されまして、陸別町の安全を守っていただきたいと思います。

それで、維持管理というのは国道も道道もそうなのですが、町道においてはどのよう

な取組をされているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町道における維持管理の取組についてであります。日常におきましては町道を常に良好な状態に保ち、交通に支障を及ぼさないようにするため、道路パトロールや施設点検を行ったり、また草刈り、路面整正、除排雪の維持作業、舗装、橋梁といった道路施設の補修等につきまして、直営または委託業務等により実施するとともに、これらの維持作業に必要な車両の保有や管理等を行っております。

また、大雨や台風などにより被害が予測される場合には、委託業者と連携しながら道路利用者の安全確保に努めるとともに、災害等の発生に備え、陸別建設業協会との間で災害対策業務に関する協定を締結して、早期復旧などが行えるようになっております。

○議長（本田 学君） 7 番渡辺議員。

○7 番（渡辺三義君） 維持管理について年間道路の維持、受注者、委託業者も先ほど同じですが、いつも苦勞されていると思います。

次に、道路構造基準についてお伺いいたします。

道路については、国と市町村、道路法に基づいて道路交通基準が設けられていることと思います。最近では基準改正の中で、危険を及ぼす構造等については見直しをし、改修工事など着実に進められております。基本、事故が起きてから対応するのではなく、起きる前に対応するというのが今一番求められております。

それで、町道についても多分条例の中の区分で、道路構造使用についてはあると思いますが、ちょっと私気になっているのが、この町道に対して登坂、上り坂についての最急勾配、これは何パーセントがマックスで設定されているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 初めに町道の使用基準についてであります。本町では平成 25 年施行の陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例及び施行規則により、町道の新設または改築する場合における町道の構造の技術基準を定めております。

御質問の登坂における最急勾配につきましては、同条例の第 24 条の中で 12% 以下とするとそのように定められております。なお、この勾配につきましては、道路の区分や設計測度、その他状況等により変わるものであるということを申し添えておきます。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7 番渡辺議員。

○7 番（渡辺三義君） 種別区分の中で、町道も設計基準設定により施工されているということで、本町は非常に平地と山地部、すごくそろえているから、タイプの的にいろいろな形で選定されていることと思います。

これに基づきまして、次に私のテーマであります墓参道路、これ円覚寺から入りまして登坂路を渡って、陸別墓地まで道路についてお伺いしていきます。

今回、この墓参道路については 2 回目の提案で、これについても本当に住民の方から

の要望もあり、再び挙げております。以前は三つの件についてお話いたしました。一つ目は登坂による勾配がきつい、上り坂の勾配です。それと二つ目については2,750の車道の区分の中ではありますが、非常に幅員が狭く交差が怖いと、もう一つについては確かあそこはカーブが二つほどありまして、見通しが悪いということで三つの課題を私挙げさせていただきました。

回答については、改善は厳しいと、道路維持に努めて道路整備の調査を行っていくと、それと周辺が土砂流出防止保安林の指定によりまして、幅員や線形の改良などについては非常に困難であるという回答をいただいております。そういうことで、年数もたっていることから仕方がないと思いますが、構造仕様に基づいて施工したといえましょうがないのでありますが、できれば最初から改善が厳しく困難であるのならば、無理せず計画の段階で常に長期的な目線の上で考えるのが、これは絶対条件だと思っております。

そこで、この墓参道路についてですが、道路構造仕様について3点ほどまずお伺いしたいと思っております。

まず、この墓参道路についての最急勾配、これ何パーセントで施工されているのか。

それと、次に車道幅員、先ほど言いましたが確実な御意見をいただきたいと思っておりますので、車道幅員。

そして、あそこには歩道が設置されております。その歩道の幅員がどのくらいあるのか。

それと最後に、墓参道路の起点から終点までの道路延長、これどのくらいあるのか、以上その勾配、幅員、延長についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えいたします。

最急の勾配は12%であります。

次に、車道の幅員は場所により異なりまして4.00メートルから7.30メートル。

歩道の幅員も1.50メートルから2.50メートル。

また、円覚寺から火葬場までの道路延長ということで通告いただいておりますので、その円覚寺から火葬場までの道路延長は約550メートルという道路の現況であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 墓参道路の構造仕様については分かりました。

最急勾配の12%といったら、小型車両＋.0については大変厳しいものがあると思います。一人で運転しても上りは小型車であればきつい、ましてそこに人を乗車させて12%の勾配を上るといったら、夏期については特に車両についてはエアコンを使用したりすると馬力が低下いたします。また、冬期においては重量が一人であれば重量が軽く、凍結時にはスリップなど坂道の弱点そのものの悪いものが出てまいります。夏場の

12%といったら、これ本当に道路構造でいけば本当にぎりぎりなのです。それで冬場はきつい坂道と思いますが、勾配がきつい分だけ多分私は維持管理は強化しなければならないと、これは永遠に続くと思っております。

この墓参道路については、悲しいことですが1年を通じて関係なしに利用される住民の道路でございます。前回6月にもお話しましたが、残念なことに1年に40件以上の方が亡くなられているということでございますので、長期的に考えると先ほどの悪条件を回避するためにも、いつかは改善も含め課題のある道路であり、また私は建設的に進める必要があると、本当に隠れているだけで重要な道路だと私は思っております。

昨日の今日で申し訳ございませんが、財政難の話もありました。また、さきの議員の中から財政難のお話もありましたが、私は地域振興事業における過疎対策事業として考えて、あくまでも単費でやらずに国の補助を用いて、今後計画の中で今すぐとは言いませんが、長期的範囲の中でこれについては地域経済、また建設業の活性化や産業振興事業の一環として考える中でも、今後これからは大きな工事等も余り望めない状況でございます。そういうことでこの墓参道路については、非常に維持管理も厳しいということで、維持管理業者のそういう管理する側からも冬期の除雪については非常に怖いということで、私もでかいショベルカーとかそういうものも乗りますが、1回滑ったらずっと止まりませんから、非常におっかない道路でございます。

そういうことで、維持管理は本当に強化していかなければならない中で、私、新しい新ルートで新設を考えては思っております。あそこ現場を見渡す中で、東側には津別陸別線51号線、主要道道が走っております。また考えてみましたら東側のほうからのルートを考えまして、これによりますと非常に単年度では工事できません。そういうことで、数か年かけての事業かなと勝手に試みております。そういうことで、私今すぐとは言いませんが、時間を要する中で安全な道路環境づくりの整備と道路産業、これを見据えて今後に向けて墓参道路についての新ルート建設も考えていくのも必要かなと思っておりますが、その辺についていかがお考えですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 以前にも議員にも説明申し上げましたが、この辺の道路周囲がこれは保安林に囲まれていると、そんな場所であることなどから、町道墓参道路の新ルートの検討については行っておりません。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 新ルートというのはなかなか厳しいものがあるというのは、私、承知してお話をしております。この道路については、本当に町民、または外からの人たちが本当に利用する道路でございます。危ないと思われる箇所については、事故の起きる前に早めの対策を講じることが望ましいと思っております。

次に、この墓参道路における安全対策の改善に向けてお伺いいたします。

この墓参道路については、これは昭和60年より開通いたしまして今37年が経過しております。この件については、最初の話になりますが、平成30年に一度質疑しまして、先ほど勾配、幅員、狭い急カーブの意見があり、また取り上げたわけですが、以前の回答も含めながら調査していくという回答でございましたが、何度も話しましたが、この墓参道路、火葬、彼岸、お盆、納骨など入れましたら、本当にわからないところでいろいろな形で利用されております。

そんな中、私、駐在所へ行ってお聞きしましたら、今年度、令和3年度では2件の車の事故が発生しているということでございます。お参りに墓地に車で乗って行く方は、皆さんここにいる方全員きちんとお参りする方ばかりだと思っておりますけれども、急な坂、それと道路の交差、それと見通しが悪いということには気づかれていますと思っております。この道路には先ほどお話されたように歩道が設置されております。安全帯の歩道といえども、私がお盆に行く中でもここを歩いている方というのは余り見かけません。それと利用される方も非常に少ないということで、感慨深いものがありました。

そこで、利用度のない既設歩道、私は歩いてもない利用度のない、既設の歩道を取り除き、その分車道幅員を広げて、運転する方にとって安心感を持ってもらい、危険解消に向けて整備していったほうがいいのではなかろうかと、このように思っております。

また、そのことによりまして、取りあえず線形というのは余り変わりません。それと先ほど言われた保安林、これらについても触らない、保安林を切ってそういう土砂災害の支障もない、それと地盤も歩道撤去くらいだったら滑走路板をちょっと補強しながら、通常の車道路板に変えていかなければなりません、それについても私そんなに大きな工事とは思っておりません。これによりまして、車同士の交差の窮屈さがないとか、見通しが悪いカーブも少しは緩和されまして、従来の危険度は多少解消できるのではないかとこのように思っております。

そうということで、この既設の歩道を取り除いて幅員を広くして、安全な形で先ほどもお話ししましたように、2件の交通事故も起きております。そんなことのないような安全の中で走っていただくことが私は問われるのではないかと思います、この件についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員のお話の中にもありましたが、町道墓参道路の歩道は道道津別陸別線から陸別墓地駐車場までの間に設けられておりますが、危険箇所の改善のために歩道を取り除いて車道の拡幅を広げることは、歩行者の安全のためにもこれはできることではないとそのように考えております。墓参道路につきましては、基準内ではありますが道路勾配が急なことや比較的車道幅員が狭いところが多いことなどから、特に冬の期間は安全確保のためにロータリー車による拡幅や滑り止め用砂箱の設置及び砂の散布を他の地域より頻繁に行うなど、維持作業については強化して取り組んでまいりま

した。この道路は勾配もありますがカーブも多く、運転手の皆さんもスピードを出すことはないと思いますが、今後も安全に利用していただけるように運転手に対し、安全走行していただくよう促すとともに、安全対策、また維持作業にも取り組んでまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7 番渡辺議員。

○7 番（渡辺三義君） いずれにしても現在、事故が起こっているとかそういう状況があります。それと本当に隠れた道路でございますけれども、これはもう本当に最終的に私も含めてあそこを利用しなければならない道路でございますので、どうかそういういろいろお手伝いの方もいらっしゃると思いますけれども、私も今はコロナ禍でお手伝いとかそううのはありませんが、本当に前輪でも 3 人、4 人乗ったら雪降っているときだったら上っていかないという道路でございます。そういうことで、維持管理する方にとっても本当に私も先ほど言いましたけれども、重機というのは 1 回滑ったら本当に止まりません。そして道路に飛び込んでいったといったら、そういうこと思い浮かべますと、非常に心苦しい点もあります。

いずれにしても、この墓参道路については 1 本道でございます。今回この陸別墓地管理については、3 回ほど、3 回するということは、そのぐらい私のところに墓参道路、これは年配の人です、車を利用している方でございます。そういうことで、怖いということで何とかならないかということで町民の声もお伺いしておりますので、どうかこの声も無駄にしないようにお願いしたいと思います。

墓地管理については、3 回ほど一般質問でテーマに取り上げましたが、墓地環境整備や今回の道路も含め、私にとってはあくまでも私の声もありますが、住民の方の声も多くあるということを確認していただきたいと思います。年間通じて地元住民の方初め、多方面からの人たちも出入りいたします。そして、ふだん本当にあそこに行っていけば分かりません。本当に見えていませんが、重要な道路だと思っています。第 6 期の総合計画の中にも環境衛生の充実、また道路公共による交通環境の整備等についての政策、これについて取組の推進も第 6 期の中では取り上げられております。この計画に沿わないようにいい形で私は危険箇所については大いに改善も含めて、住民の生活が一日も安全な環境の中で過ごせることをお願いしたいと思います。

陸別墓地については 6 月、9 月と続けて環境整備等も含めて提案させていただきました。最後に、陸別墓地における町長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） さきの議会、6 月、その前にも 3 月にも関連ではありましたが、その議会で申し上げましたが、町が管理する墓地、それを霊園風の墓地にするということはこの前も考えていないということをお話させていただきましたが、景観や駐車場含めた整備は合同納骨墓などの動きとともに、今後の検討事項、また課題にしていきたいと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 昼食のため午後１時まで休憩します。

休憩 午前１１時５４分

再開 午後 １時００分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹野保健福祉センター次長より、午後から退席する旨、報告がありました。

一般質問を続けます。

４番谷議員。

○４番（谷 郁司君） 令和３年９月定例会における私の一般質問を行いたいと思います。午前中に引き続き、町長には御苦勞ですけれども、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

それでは、今回２件出しているわけなのですが、１点目の災害における被害の廃棄物処理の件についてという題名なのですが、これを取り上げたのは近年、陸別ではあり得ないのかもしれないかもしれませんが、今５０年に一度の水害、災害、そういうものが起こりうると、そして近いうちには根室沖の地震がこの３０年の間に７０％起ると、そういう災害が迫っている中においての当町の災害に対する姿勢で、自然災害をどのように防ぐかということとはなかなか困難だと思うのですが、いざ災害が起きたときには、そういう被害のものをどのように処理するのかというのは、あらかじめ考えておいたほうがいいのではないかということを含めまして、一、二点について、（１）と（２）について出しているわけなのです。（３）については、これはあくまでも十分個人の防御で防げる災害であります。しかしながら、どんなに気をつけていてもこういう火災も起る災害があるということで、過去の実例を見てみますと、今までもここ一、二年、３年の間３件ぐらい火災が発生していると、そういった中での処理の仕方をどのようにしていくのかということをお聞きしたくて、今回こういうものを取り上げました。

いずれにしても、これを取り上げるのにいろいろ陸別の体制というのか、どういう構えでいるのかなということで、例規集等を調べた結果、きれいなまちづくりをするという表題のものがありません。これは条例と、それから規則もあるのです。それに基づいてか分かりませんが、これは先ほど言ったきれいなまちづくりの条例は、あくまでも平成１４年につくられているということが分かったわけなのですが、それに併せて陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例というものもそれに併せて平成１４年につくられていると、それに関連してくると思うのですが、陸別町のラコーム通り景観条例、簡単にいえば、それがつくっていましたが改正されまして、いま現在いわゆる陸別町景観形成補助金要綱、条例ではなくて、そういうのに関連してきて、やっぱり当町におけるきれいな町、いわゆる住民が住む上で快適なまちづくりをするために、こういう条例等が整備されているのだということが分かりましたので、さっき前段に申し上げました、そういう災害被害物をどのように処理することによって快適なま

ちづくりになるのかなということを、町の姿勢としての形を聞きたくて今回提案しましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど言った条例三つほどあるわけなのですが、それに基づいて、きれいな町にするために対策としてどういう対応を考えているのか、まず1点目も2点目も大体共通していますけれども、これは自然災害における被害の廃棄物ということですから、その辺の対策というか対応というか、そんなものいま現在考えているのであれば、ひとつお願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、お答えしていきたいと思います。

まず、被害に遭った災害廃棄物、これは俗に言う一般廃棄物であるため、市町村の責務としてその処理を行うということになっています。搬入は住民が行うこととなりますが、ストックヤードを仮置き場として分別等の作業を行った上で、くりりんセンターへ搬入することとなります。令和9年度稼働予定の新くりりんセンターでは、災害発生に伴う可燃物の受入れを想定しまして規模の積算を行っております。

なお、新くりりんセンターの建設に当たりまして、国の補助金を申請しますが、その際には構成市町村における災害廃棄物処理計画の策定が条件となっております。当町では来年度足寄町、本別町と合同でこの災害廃棄物処理計画を策定すると、そのような準備を今進めているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が答弁されたように簡単にいえば被害廃棄物、そういうものについてはくりりんセンター、いま現在足寄にあるわけなのですが、それから実際は令和9年から十勝広域処理場を建設の中で、そして今の町長の答弁では、その頃についてはもし今言ったような災害等についての処理計画を立てなさいということがあると思うのです。そういった意味での流れがあるのですが、最終的には搬入するのは個人ということもあるかもしれませんが、事業者、それを廃棄事業者として登録した人が運ぶ場合もあるということは条例等にもあるわけですね。そして町長も町の責務としてそれを取り扱う計画等に基づいて処理すると、そういうことにもなっておりますけれども、結局町をきれいにする条例の中に町の責務として3条にあるのですが、最終的にもし町が生活環境を整備する場合においての必要な施策を講じるものとするというふうになっていますから、もしいろいろ予期しないそういうものについては、町がきちっと施策を講じると、そういう条文に理解できるわけなのですが、これはきちっと3条にありますので、その辺の取組方、今、町長が答弁した面でいくのが一つの流れだと思うのです。

そういった意味で、簡単にいえばその辺に放置することなく、また個人の責任だけではなくて、町自身の行政としての責任もこの条例の中にきちっとうたわれております。先ほど言った廃棄物処理清掃に関する条例の中にもそういうふうに町の責務ということ

でも書いてありますので、やっぱりその辺を考えた上で今の取組を進めると、そして最終的には新しくできるくりりんセンターに持っていくようになるのかもしれませんが、それに至るまでの当町におけるやっぱり処理をする考えというのをきちっと持っていた部分が、今後、条例の改正等もあろうかと思えますけれども、そういう姿勢でひとつ取り組んでいってほしいと思います。

運ぶ場合においては、あくまでも廃棄業者を頼む場合もあるし個人が搬入すると、センターに、というようなこともあるけれども、廃棄事業者も登録をきちっとしていないと承認を受けていないとその業者は運べませんので、そういう人達を併せてやっぱりそれをするという流れだと思うのです。最終的には処理するくりりんセンターが今後できた中での分量とかいろいろなもの、一般処理物か処理不可能なそういうものもあろうかと思うのですけれども、そういうものについては必ず料金が伴います。きちっと今後、条例なり何なりで進めることが必要だと思うのですけれども、整備を今のうちからといったらちょっとあれなのですけれども、いずれにしてもそういうことを想定したものというか条例を整備していく考えはございますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 幸いにも陸別町、これまで物すごい災害には遭ったことはないのですが、議員おっしゃるように、今いつどこでどのような災害が起こるかも分かりませんので、先のことというのんびりしたことではなくて、やっぱりそこら辺は、詳細についてもこれからしっかりと詰めていきたいなというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 大変前向きな姿勢というか、積極的な御答弁をいただいてありがとうございます。

いずれにしても、実例として過去に平成28年の水害によって、これは軽微な倉庫の被害でしたけれども、あそこにあった被害についてはどのように処理されましたか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） あ那时候は業者がひとまずストックヤードのほうに運びました。そして、業者が中心に分別していただいて処分していったという状態であります。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） そういう実例の中で処理されたということは、私的にはやっぱり被害を受けた人が直接的に運ぶのではなくて、それなりに処理して、流れ的に、簡単にいえばそれなりの分量があったと思うのですけれども、Oさん宅だったと思うのですけれども、それがやっぱりあくまでも個人の所有物ですから、個人の責任ということではない形で、災害廃棄物として処理されたということは、僕はそれは料金がどうだったかちょっと分かりませんが、今の町長の答弁では、廃棄物事業者が持って行ってストックヤード、そこに持って行ってくれたと、その辺についてはそういう処理をされ

たということは、私は先ほど言った条例、その条例を見ますと、そういう方法は良かったのかなと思っています。というのは、条例の中に廃棄物処理清掃に関する条例で第14条の中にそういう災害処理のものについては、町長の判断によって手数料を減免したり、あるいは免除することができるというふうにうたわれていますので、そういう方法をとられたのかなと思うのですけれども、その辺についてちょっと確認したいのですけれども。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、確認したのですが、その当時減免しております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう流れで処理されたことは、これは簡単にいえば自己の責任ではありませんので、たまたま幸いにして倉庫だけで終わったのですけれども、やっぱり個人の住宅となるとかなりの大量な廃棄物が出ると思うのです。そういった意味も含めまして、この条例ではそういうことも含めた形をちゃんとうたわれております。今、町長が私が言った条例の第14条について、規則の中では町長が手数料減免または免除することができるものについてということで、ここに陸別町廃棄物処理清掃に関する規則であるのですけれども、その中で第9条の規則の中に、天災及び火災による一般廃棄物を搬出する場合においては、今言ったような措置をとられるということに私理解しております。

また、（2）については社会奉仕で団体が行った環境美化のごみ収集についても、もちろんそれは無料とするという、手数料をとらないと。それで、その他の中に町長が特に必要と認めた場合ということが書いてありますので、この方法でとられたのかなと思っています。（3）の火災による廃棄物処理の対応ということも書いてありますけれども、こういうものについて適用されていくと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、火災によります廃棄物処理への対応はどうかという御質問であります。これは少量であれば通常の一般廃棄物として、可燃、不燃あとは粗大ごみ、分別していただければ受入れは可能であります。ただし、家屋の火災などで大量に発生する場合は、一般廃棄物処理業者に依頼していただくということになるのが基本であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 大量というのは、ここで先ほど言った廃棄物処理清掃に関する規則の中では、20キロから多いものについては大量の分ということで300キロという条項が書かれているわけなのですけれども、これは個人の場合かもしれませんけれども、処理業者というか搬出するそういう業者が応用する場合においては、これを適用しないという今の答弁ではとられるのですけれども、そうではないということ

ちょっと私確認したいのですけれども。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 一般的な災害であれば先ほど話しているとおりののですが、火災に関しては個人的な災害という捉え方でありまして、基本は先ほど答えたようなこととなります。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 先ほど言った天災関係の水害にしても、これから地震災害もある、それだけではなくて、火災の分については過去3年間においても5件くらい発生しているのです。ということは、もちろん誰も自分の財産を火をつけて火災だということでは緊急消防なり何なりを呼ぶ人はいないと思う、失火ということもあるかもしれませんが、そして最終的には今の消防体制でいけばそんなことないのかもしれませんが、一個人が出火したと、例えば市街地の、だけれども隣に延焼してしまったということ、もらい火もあるので、そういった意味だということからいくと、結局個人だけの責任ではないような気がするのです、火災の場合。そして、今、町長が言ったように大量な廃棄物ということになるかもしれませんが、その部分的な、多少なり自分の家1回焼けたもの、それを再建するということはなかなか難しいので、中の燃えたものを片付ける、そういうものについてはそれほど多くはないと思う面もあるけれども、あくまでも火災によって財産等についての廃棄物が出た分については、僕は自然災害の実例としては崖崩れによって影響を受けた廃棄物と同じように、条例の中にも天災または火災ということも書いてありますので、僕はそういう面で適用して、簡単に言えば、私が聞いた話では、令和元年10月に起きたTさん宅の持ち家なのですけれども、そこにおける解体を、もちろん火事で影響を受けましたので、それを処理するとなると何か廃棄物のものが火災によってということとということで、相当普通いわれる解体と違う多額なお金がかかるという話を聞きましたので、その解体をしてきちっときれいな町の条例に従ってやろうというふうにいっても、やっぱり基本的な金がかかるということで苦慮しているらしいのです。らしいというかそういうことだということで、いまだそのまま置かれていると。

そういった意味のものを解決するために前段でも言ったように、陸別の町で快適な町にするために、そういうものをずっと金の問題だけで解決できないということで置いていくということは、やっぱり条例的には遵守していないことになると思うので、それを適用する形でそういうものの処理については、やはり被害を被った人はただとは言わないけれども、それなりの応分のできる、そういう体制の中で私はこの条例を適用すればいいのではないかなと、私はそう思って今回こういうふうに質問しているのですけれども、なかなかハードルがあるとなれば、先ほど前段に言ったように施策を講じる必要があるという形の中で、そういう処理ができるという形、そして景観形成の補助金50万円ということもあるのですけれども、そういう中での解体をプラスアルファするか、そ

のままでいて天災、火災の廃棄物は無料で受け取って処理するという姿勢で貫かれれば、私はそんなに所有者あるいは業者の形もそんなに苦勞ではないのかなと思うのですが、そういう取組方についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この議員おっしゃる個人災害、火災ですが、おっしゃるようないろいろな災害の種類があると思います。それはいろいろ想定されます。もらい火というのもありますし、だからそこら辺もありますが、基本的にはやっぱり何でもそうなのですが、法とか条例の枠で縛られているというのは、もう間違いのないことですが、いろいろ解釈のしよによってはそこら辺もクリアしていけるようなこともありますので、そこら辺詳しくシミュレーションというか研究して、そういう困ったときの町民の皆さんが少しでも助かったなと思えるようなことをやっていきたいと、ちょっと調査研究していきたいとそのように思っております。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 大変否定的なお答えではなくて、私、安心しました。そういう姿勢で取り組んでもらって、先ほど言ったようにせつかく陸別をきれいにする町云々という条例と、あるいはそれに対する最終的に3本目にあります景観形成補助金事業というのもそういう流れに一貫した趣旨を貫けて、陸別の町が言い方悪いけれども、ごみの放置のない町ということで取り組んでいただくことを期待というより、今の町長答弁を聞いて安心しましたので、その辺を積極的に取り組んでいってほしいと思います。

そういうことを私確認しましたので、もちろん所有者あるいは事業者等についてそれなりの経費もかかりますので、それはそれでどういうふうに負担していくかということをも町の行政のほうで施策を講じながら、安心してきれいな町をつくる、そういう一歩になっていってほしいと思いますのでよろしくお願いします。

この件に関してはこういうふうに町長からお答えをいただきましたので、鋭意努力して今の条例をいろいろな種類はあろうかと思うのですけれども、やっていってほしいと思います。

（4）のことについてなのですけれども、私このことに関して例規集を見ますと、第2章の中で見ていたら陸別じん芥焼却場設置条例というのがあったのです。これは昭和61年に、もちろんその頃に焼却ですからあるのですけれども、實際上このじん芥処理場の条例に基づいて、いま現在どんな状態になっているのか。それと今後どのようにする考えなのかちょっと伺いたいのですけれども。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の質問に答える前に、先ほどの質問に関してなのですが、議員もおっしゃった景観形成に絡むものもあります。ただ、景観形成のことであれば市街地だけというふうになりますので、そこら辺市街地だけではなくて網羅できるようなことも含めて考えていきたいということを告げさせておいていただきたいと思います。

それでは今の御質問なのですが、じん芥焼却場設置条例に関してなのですが、これは議員おっしゃるように昭和61年度に整備した陸別的じん芥焼却場、これは足寄町で3町のごみ焼却を開始したあとはごみの焼却は行っておりませんが、現在も事務室を利用しております。それとともにごみの集積場所として利用しております。施設も当時のままであることから、条例もそのままとなっております。施設自体が不要となり、解体などするときにはこの条例を廃止したいなとそういうふうに思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 町長の今のこの焼却場についての考え方、今は事務所としても使うし、将来的に解体も考えているという方向なのではすけれども、私はもう条例はこれは廃止して、そして先ほど言った廃棄物処理及び清掃に関する規則の中にいろいろ廃棄物を持っていく場合には、第7条に町長の許可を受けてその業者、それは中間処理施設（陸別ストックヤード）というのに搬入するというふうに書いてあるのですけれども、今言ったものは条例化も何もされていないのです。私が先ほど言ったところずっと見ると。ですから、私は焼却場は廃止して、ストックヤードということの中間処理のそれに置き換えていく、そういうことが必要ではないかなと私思っ、これをあえて取り上げたのですけれども、その辺についての考え方はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど言った昭和61年度に制定された、これは当時じん芥を衛生的に焼却するための施設として、そしてあの条例の中ではそういうことと、あとはその地番をうたっているわけなのですが、考え方いろいろありまして内部でもいろいろ検討はしていたのですが、基本的にストックヤードというのは敷地のことをいいますから、この建物はストックヤードの中に含まれません。ですから、建物まだ先ほども申しましたように、事務所等々で使っているわけですから、やっぱり使っているのなら残しておくべきかなと、そして解体したときにこれを廃止すればいいのかなと、そういう見方で我々今なくさないで置いてあります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それであえて、さっき言ったストックヤードというカリサイクル的なそういう施設でもあるし一昨年から2年ぐらい前からきちっとストックヤードのきちっとした施設等を造っていると、これは番地的に今の焼却場のあるところを見ると同じところなのです。ですから、私はあえて残しておくこともいいかもしれませんけれども、ストックヤードというのもこの規則の中にもうたわれておりますので、そういうことの流れを明確化するためには、もしその焼却場を解体しないのであれば、ストックヤード中間処理というものをそれなりに要綱でもいいですから、つくったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そこら辺も含めて検討させていただきたいというふうに思いま

す。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） そのような方向で、これ行政というのは常に継承していくというのですか、そういうことでございますので、私も議員としてあと 1 年で任期が終わっていくわけですが、その辺についての流れというのは常に私が辞めたから、言い方悪いけれどもここにいる人たちも執行者も含めてさま変わりしていく中で、きちっとした条例をつくるというか、規則をつくる、要綱をつくるその辺によって後から引き継いでいく人たちが分かる、やっぱりそういう体制というのが必要だと思うのです。

だから、私が先ほど言ったように、規則の中で処理清掃に関する条例で先ほど読み上げたストックヤードというのはどういうふうに位置づけされているのかというのは、これは後から職員の人たちは流れで当然あそこだというふうに分かるかもしれないですが、きちっと明文化していくことが後々行政の継承ということを考えたときには僕は必要だと思うので、今、町長の答弁の中でそういうことをいろいろ考えて検討していきたいということの姿勢で、あるいは規則や条例に基づいた整合性というのか、そういうものをきちっと遵守する上でも必要だと思いますので、その辺の整備を鋭意努力して行ってほしいと思います。そういうことで確認の意味でお答え願います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申したとおりなのですが、一番大事であるのはそれぞれの事業が支障を来さないように運営していけるということでありますので、そこを中心に先ほど言ったように検討していきたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） それこそ私の質問はいつもくどいと言われますけれども、やはり陸別町の町をきれいにする条例というのは、僕、今回これを取り上げるときに初めて見た条例なのですが、こういうすばらしい条例に基づいて遵守されることによって、目的が達成されるのだなということが分かりましたので、こういう条例、廃棄物の処理の問題もきちっと条例化されたり、最終的には補助金を出してまでも景観をきちっとしていくという、このまちづくりの姿勢というのは、非常にすばらしいものがあると思うので、その辺を常に実行していけるようなまちづくりになってほしいということをお願いします。

そういうことを申し上げまして、1 点目の災害における被害廃棄物処理について、もちろんこれは業者あるいは火災の問題について、あるいは自然災害でも個人の財産ではあるけれども、もう災害に遭ってしまったものは財産という言い方は悪いけれども、ものではありませんのでそれは適切に処理することによって、そうでなくてもやっぱりいろいろこのきれいにする町条例の中に、飲んだ缶をあちこちに投げたら駄目だよとかいうのもきちっと書かれております。これは町民の責務、あるいは町の責務、また業者の責務もきちっとうたわれておりますので、実行して行ってほしいと思います。そう

いう町長から明るい答弁をいただきましたので、その辺でやっていってほしいと思います。

それでは2番目の国道、道道への横断歩道の設置の件についてということで出しているわけなのですが、これは下にも書かれておりますので、平成30年12月議会でも質問していますが、その後の経過はということで、私、あのときいろいろな交通関係の道路等について質問していて、そのお答えもいただいているのですが、やっぱりある程度前向きな御答弁もいただいておりますけれども、それが実際上きちっと実行されているのかなということで、検証の意味で質問していくわけなのですが、あのときは結構多くの意味で横断歩道をつくってくれという話をしたのですが、私は今この質問を取り上げるときに、これだけは絶対にやってほしいなというのがあります。

というのは、僕もそれなりに注意して見ているわけなのですが、国道242号線の商店、食品を販売している店が西側にある、いわゆる町長も御存じのように2店舗、Aコープとセイコーマート、そこに行くためには町の人たちは逆方向から来る。どうしても国道242号線、陸別の駅、4差路ある信号機のあそこだけしかないのです。そして歩道も見えますとずっとないと、そういうことからいくと、あそこはどうしても歩く人たちはあれを簡単にいえば車の間を縫うように歩道も何も生じないところを歩いていると、これは僕は絶対に横断歩道を、これは足寄なんかでも各交差点ごとおきにつくられております、信号がなくても。そういった意味で横断歩道を表示してほしいと思うのですが、この点を一つと、今まで僕も言ったのですが、どんな経過ですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

これは平成30年12月の御質問でしたが、道道斗満陸別停車場線と国道242号の交差点と、国道のAコープ周辺に横断歩道の設置についての御意見だったと思っています。

町としても自治会など住民から要望がありましたら、地元の駐在所を經由して本別警察署へ要望しておりますが、横断歩道また交通標識、信号機の設置に関しては公安委員会において定められることとなっております、警察、公安委員会の現地確認の結果、設置されないこともあることは前回もお答えしたとおりであります。

まず、国道のAコープ前の横断歩道の件につきましては、昨年も学校関係者、行政の関係者、道路管理者により組織する陸別町通学路安全推進会議においても話題となりまして、警察に要望されたということですが、警察、公安委員会の見解としては、信号機の設置に関しては隣接する信号機と150メートル以上離れていることが条件となりますが、Aコープ、ホクレンスタンド前については大通りの信号機から150メートル未満であること、また、今はT字交差点への信号機の設置はかえって危険があるので、新

設は行っていないということ、また、信号機をつけない横断歩道を設置する場合は、信号機のような設置の指針はありませんが、足寄側からはカーブの立ち上がりであり見通しが良くないこと、また運転手はその先の信号機を注視されまして、横断歩道を見逃すおそれがあるので設置するとかえって危ないと判断され、設置は妥当ではないとされました。また、道道と国道の交差点の横断歩道の件につきましては、標識も設置されていますが車両が一時停止する場所でありますので、必要性は認められないということであります。

今後も各所からの要望につきましては真摯に受け止めまして、町としましては警察、公安委員会の要請を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） このことについては、決して陸別町の町長にどうのこうのと強く言う何もものもないですけれども、結局、つい最近ダンプが小学校の通学している人たちにぶつけて何人も犠牲があったと、あれの状況を見ますと、歩道がない中でなのです。ということは、当然学校の通学そのもの自身については子どもたちは歩道を歩きなさいと言ったって、歩道がないから道路のふち歩いているとああいうふうに、運転していた人の前方不注意とかいろいろ病氣的なものもあったとかというけれども、やっぱりあれで歩道があればいいとはそういうこと、最終的に犠牲者が出ないと動き出さないというような姿勢は僕は間違いだと思うのです。ですから、事前に考えられる道路等については、僕は今言ったところだけはどうしてもつくってほしいというのは、やはりあそこでももちろん陸別の人口が少ないということで間に合うという程度では、もういけないと思うのです。あれは今高規格道路ができてかなりの交通量がある中で、やっぱりあの店に行くという、セイコーマートもありますし、信号機のあるところから150メートル云々というのがありますけれども、足寄なんか各交差点に信号なくてもきちっと歩道だけが表示してあります。この歩道というのは物すごく重要なもので、道路交通法でいくと歩道があってそこで渡ろうとしている人については、必ず車は止まらなければならないのが法律上であります。そういう意味でいくと、信号機があるないに関わらず、表示されることによって歩行者が安心して渡れるという、今どきの時代はいろいろ無謀運転もあるから、必ずしも100%安心とはならないけれども、そういう表示をすることだけでもかなり交通事故、あるいは犠牲者が出ないで済むという姿勢をあらかじめ、僕も前にも言ったけれども、結局そのけそのけこの車が通るというか、車社会の優先度が余りにも強すぎると思うので、少なくともああいうところで徐行する標識もありません。40キロだったか、制限がある。

それから北見へ向かう郵便局の前とか、あるいは元フードセンターあります、あそこにも歩道は表示されていますけれども、その間におけるやっぱり郵便局等についてもありますけれども、そこはまだとしても、とにかく日常使う町民の歩道だけは整備してほしいということを強く公安なり、前回も公安の者が設置するという話もされておりました。

たのですけれども、その辺を強く、犠牲が出ないと動かないというのは、僕は非常にむなしいと思うのです、ここで。車社会といえども、人命、一人も死なないことがすごく大事だということを常に貫く上でも、僕は設置することによって本当に万が一でもいいから防げる、そういう姿勢をひとつとっていただきたいと思います。

これ以上町長に詰めても、でも常にそういうことを僕言っておいてほしいと思うし、交通量もどんどん変わってきております。今言った点は津別線から来る大型トレーラーなんかも何台もつながってきます。あるいは北見方面から来るトレーラー、これは高規格の関係もあると思うのですけれども、そういった流れの中で一時的な時間帯なのかもしれないかもしれませんが、やはり町民が安心して買い物ができる、そういう体制を町長として強く要望を出して実現していただきたいと思います。

このこと、何回も言いますけれども、町長にやれ、やらないのは町長としておかしいのではないかということは言いませんので、積極的にしかるべき方法、これは過疎計画の中にもちゃんとそういうことについてこの間やったようなので出てますけれども、交通標識や信号機の設置、または高齢者など問わず、誰もが安心して歩行できるまちづくり、これは子どもたちが通学だけではなくて、散歩をするなり犬の散歩とかいろいろな、ここで言っているのは僕は買い物の関係ですけれども、やっぱり安心して住み続けられる町の一環だと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わるのですけれども、前回に言ったとき、小学校の信号機の傾きはあのときの答弁では陸別の警察も見ていると、しかるべき公安に言っているのです、近々きちっと直るのではないかなと言われたけれども、もうあれから3年たってもそのままです、この辺もきちっとしてほしいと。

それから、ガードレール、陸別の場合国道で設置されているのは、新町から陸別に入るとき、あれからあのカーブあります。あそこにガードレールがありますけれども、僕は陸別を出ていく上での栄町のところもカーブで見通しが余り良くありません。今回高規格であそこの近くに今度インターができるということになれば、当然車の通りが激しいので、あそこもカーブ的なところはやっぱり歩行者を守る上で、そして近接の家も何軒かあります。そういった意味で、あそこにガードレールを設置してもらうように、言ったからといってすぐするような体制、犠牲者が出れば別なのかもしれませんが、そうではないやっぱり予測されるものについてのガードレールの設置を要望してほしいと思うのですけれども、その辺についてのお答えをいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように交通量も増えまして、危険な地域、議員だけではなくていろいろそういう要望する方もいらっしゃいます。私が何ぼ踏ん張ってもできないということは、議員もよく繰り返していただいているのですが、町としてはそういう意見を真摯にやっぱり受け止めまして、基本はあくまでも道路管理者、また公

安委員会が決めることとありますので、まずはそっちに速やかな要望をするというのが我々の仕事だと思います。

そのため、そこまで黙って指をくわえているのではなくて、安全のために少し遠回りになるけれども安全な交差点を渡っていってもらおうとか、そういうお願いも町のほうからも町民の皆様にしていかなければならないなというふうに思っていますし、最後議員がおっしゃっていた方々のガードレール等々、そこら辺も要望を確認しまして、必要であれば要望を出していきたいとそのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） これで一般質問を終わりますと言いながら、また出ていったら失笑を買うのですけれども、いずれにしても、やっぱり陸別の町は住みいい町、そしてきれいな町、そういうふうに印象づけるためには、ふだんから、例えば苦言ですけれども、中央駐車場あります、あそこ陸別の庁舎の横の駐車場。やっぱり僕も住んでいる人たちから聞いたのですけれども、それなりに駐車場の周りに植木等があるのですけれども、その間にごみがあっても、あったからすぐとれというわけではないけれども、きちっと整理されていなかったり、今度は落ち葉そういうものがある中で、やっぱり一応陸別の中央駐車場は玄関口ですから、必ずしも町民だけではなくて来客もいると、そういった中でやっぱりきれいな町という印象をづけるためには、これはあくまでも追加みたいな感じですが、そういうものは鋭意きれいにすると、担当部門が違うからとか、何か聞くところによるとあそこの管理は総務だったのかな、そういうふうに話聞いていますけれども、そういうような部門別、セクト的にならないで、積極的に陸別の玄関からきれいだ、そして陸別の町ってきれいなんだと、余分ですが、前回のきれいな花に満ちた町だとかという、そういう印象づけることが非常に大事だと思いますので、お答えは今言ったような形ですので要らないとは言わないけれども、答弁は要らないですけれども、そういうことも含めたまちづくりのさっき言ったきれいな町条例に遵守するような形をとっていてもらいたいと思います。

最後本当に終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 答弁要らないということですが、せっかくです。

私どものところに来町していただく方々、陸別町ってきれいだねと言っていたので、すごくそれはありがたいことだと思って感謝してているのですが、これは行政だけではなくて、やっぱり町民の皆さんもそこら辺意識してやってくれているあかしだなというふうにありがたく思っています。

ただ、議員おっしゃるように、そういう面も見受けられるのであれば、それはそれぞれまた役場でそれやれとか何とかということでもなくて、役場でできる範囲はもちろんきちっとしますが、気のついてくれた町民の皆さんにもお手伝いいただきながら、よりきれいになる町を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時04分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） それでは、本定例会の一般質問を行いたいと思います。

今回私の一般質問としては、教育関係につきまして1点のみで、陸別町のICT教育のこれからと活用についてというタイトルで挙げました。

ICT教育のこれからと活用ということではちょっと大きいテーマなのですが、副題として、そこから児童生徒におけるICT端末の活用についてお聞きできればと思います。ちょうどこの質問するに至った経緯ですが、かねてから国で推進されておりますGIGAスクール構想につきまして、今回この新型コロナウイルスの拡大に伴ってこの計画が前倒しされて、地方創生臨時交付金の対象事業として今回陸別町におきましても、児童生徒一人1台コンピューターとあとネットワークを整備するという状況が整ったところでの質問となります。

一番目につきまして、ハード面ということで、今、端末のことで整備の状況ということでこれに関して、ソフト面、ハード面の端末、それに伴った中で使うもの、ソフトであったり教科書であったりそういったもの、それと併せてということで、実際に端末の活用というものを考えたときに、陸別町オリジナルのものを何か端末の中に入れて使うアプリのようなものであったり、陸別町のそういった企画されたものが端末の中で全児童生徒が扱えるようなものが検討されているのか、そういったことも含めまして、一人1台整備されました端末についてどのような活用が検討されているのか、その構想があればお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） さきの議員の回答と若干重複する部分もありますが、御承知おきいただきたいと思います。

まず、ハード面・ソフト面ということでありまして、ハード面では町内の小中学校においては、令和2年度中に校内ネットワーク整備、俗に言うWi-Fi環境、これが全て整いまして、校内どこでも使用ができるというような状況であります。

また、タブレット端末につきましては、児童生徒、教職員含めまして一人1台が購入されている状況であります。これによりまして、全ての児童生徒、教職員に一人1台端末が整備されて、小中学校にはWi-Fi環境が整備されていますので、校内どこでも使えるということで、これによりまして現在全ての授業でタブレットの活用が図られているというような状況であります。

あとソフト面でありまして、授業等で必要なアプリケーションについては、学

校の研修部の教員を中心に、研修を行いながら随時必要と思われるものをインストールしながら活用をしているところでもあります。

最近聞いた話では、例えば、小学校では今コロナ感染症対策で、現在鍵盤ハーモニカの練習ができないという状況なのですが、その代わりにタブレットにピアノアプリをインストールして楽器演奏の練習を行うと、要するにタブレットに鍵盤が出ますので、それで楽器の演奏の練習を行うだとかというようなことで活用しているところでもあります。

なお、ハード面・ソフト面のこの小中学校での活用推進のために、本年度4月より教育委員会では、ICTに堪能な事務局職員をICT支援員として、主にですけれども小学校に派遣をして、機器の有効活用の検証、それから故障などの不具合等の対応を担っていただいております。学校側から、機器操作等について速やかな対応が大変ありがたいとの声が寄せられていますので、今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、デジタル教科書の話も出ましたが、いま現在、全国的に希望するところでもありますけれども、試験的な運用がされています。当町におきましては、1校1教科が限定ということでもありますので、小学校においては5、6年生の算数、それから中学校におきましては、全学年において理科の教科でデジタル教科書を導入しているというような状況です。なお、これらの整備推進につきましては、今年度スタートしたばかりで、まだ陸別町オリジナルのコンテンツの導入等の検討には至っていないというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 実際に現在の小学校、中学校の整備に併せまして、ちょっと私のほうで知り得なかったのですが、実際に端末の利用の方法といたしまして、私が子どもの頃に音楽の授業で普通に使われていた鍵盤ハーモニカにつきましても、コロナの感染症対策の予防で使えないという状況も初めて知りました、その代替として端末が利用されていることを聞きまして、その活用の方法として、なるほどなというふうに実感することができました。

ちなみに、そのデジタル教科書各1校1教科につきということですね。今回一人1台に端末が整備されたということで、これから導入が進んでいくかなと思うところで、また今お話を聞かせていただきましたICT支援員という方の仕事のこともお聞きした上で、陸別町におきましても実際に整備された端末であったり、パソコンのそういった児童生徒の教育が今以上に、もちろん紙の媒体の教科書というものと併用されて使っていくというものが推薦されていくのか、実際に電子のデジタル教科書だけで教育していくのかというそういった選択も迫られる場面もあるのかもしれませんが、初年度ということで、今後そういった活用の方法だったり検討されていくことを期待するのと併せ

て、また私のほうでそういった現状であつたり使用方法等ありましたら、お聞きできればなというふうに思います。

それと併せて、これの先ほど同僚議員からさきの質問でありました2番目の質問に移っていきたいと思うのですけれども、実際にこの新型コロナウイルス感染症の収束の目途がいまだ立たない状況で、再臨時休業ということで、昨年度は国による一斉の学校の休業がありましたけれども、先ほどの内容のとおり、例えば、全国的な一斉休業でなくても、保護者の方であつたり教職員の感染によって独自に自治体で休業しないといけないというような判断に迫られる、そういった場合にも端末の利用が考えられているということで、回答を私のほうでお聞きできたと思いました。

その使用方法としまして、学校内で使うだけではなく持ち帰っての活用も検討されていたということで、校内におきましてはどこでもWi-Fiがつながって使用できるという環境があるというふうに理解いたしました。実際にこのコロナの感染症対策として、自宅に持ち帰って使用するというようなことが検討された際に、配信というか、児童生徒が勉強するような教材というか、アプリであつたり教材、そういったものが持ち帰った際はオンラインではなくオフラインというか、端末に入れたものを持ち帰って児童生徒が学習したり、そういった学習のサポートになるようなものを導入されていくのか、実際にされているのか、その対策につきましてちょっと併せてになるのですけれども、お聞きできればと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 議員のお話もありましたけれども、デジタル教科書につきましては、一部試験的に運用しているということで、あくまでも紙の媒体の教科書を中心として実施をしているというところであります。

今、国のほうの政策といたしましては、全教科でデジタル教科書をとということでありますけれども、まだ数年先でありますけれども、私が聞いているところでは基本的には紙教科書とデジタルと両方を使いながら、両面での活用の仕方でも進めていきたいというふうに文科省は進めているというふうに聞いているところであります。通常授業で活用はもちろんなのですが、今後、既に実施をしているところでありますけれどもタブレットの持ち帰りによる使用、これにつきましては。完全に小学校、中学校全校一斉に活用というところにはまだ至っておりませんが、特に中学校でどちらかというところの取組が進んでいるという状況で、一応家族の体調不良であるとか、本人の体調不良で登校できないという生徒につきましては、タブレットの持ち帰りをしていただいて、オンラインでの授業の配信、もう中学校では既に実施をしておりますし、それから課題を取り込んでタブレットで自前で活用しているという状況はございます。

小学校ではちょっと完全にまだそこ進んでいないところですが、小学校についても5、6年生の上級生を中心に再度の臨時休業がいつあってもおかしくないという状況で、道内も感染は大分落ち着いてきてさがってきている状況ではありますけれども、

ただ、町内での感染については、まだまだ数人が出ているというところでありますけれども、学校関係で当然陽性者が出れば、学年閉鎖なり学校閉鎖なりということであれば、こういうオンラインを使った学習の対応に進めていかなければならないということでありますので、いま現在はその準備がもし何かあればできるという状況まで進められているというのが今の現状であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 2 番三輪議員。

○2 番（三輪隼平君） 現状、その後、もし改めて独自に再臨時休業しないといけない際の対応について聞かせていただき、ありがとうございます。

本当に昨年度におきましては、休業において夏休みであったり冬休み、長期休みの短縮ということで、児童生徒におきましては授業の時間数の確保だったり、保護者につきましてもやっぱり授業数であったり学力の低下の懸念だったり、再開後の子どもの心のケアだったりストレスのケアだということで、非常に休業に伴いましては、各家庭の不安というものが募るものだと思いますので、実際にこうやって引き続くコロナ禍におきまして、学校でそういった休業時の対応が進められているということで、そういったものが学校の先生であったり家庭と共有できて、こういうふうに対応ができていますということで、父兄も安心できたような状況が今後まだ求められると思いますので、そういう状況が進められているということで安心できます。

次に質問移っていきたいと思うのですが、1 番から併せて聞かせていただきました。ICTの教育ということで言葉つながっていたのですが、ICTの部分の面でこのプログラミング教育というのも新たな新学習指導要領について、小学校は昨年度、中学校におきまして今年度から必修化ということがされたということで、ちょっと言葉として挙げてみたのですが、そういった教育の中で、プログラミングというものが本当にその言葉だけ考えると私もちょっと難しく考えてしまって、アプリをつくってみたりプログラミングPC言語を使って何かをつくっていくのかなという形、ちょっと年齢なりに考えてしまったのですが、実際に小学校の児童生徒に求められるのはそういうことではなくて、プログラミング的な思考を養うものとしての必修化ということで、ちょっと自分のほうで今回質問に当たり、改めて勉強させていただきました。

そういった意味で、実際にこのプログラミング教育という中で、児童生徒、もしかしたら中学校の授業の中では、何かを構築していくというようなところまで発展する、プログラミングの技術として何かをつくったりというようなところまでいくものなのかも知りませんが、そうであれば、例えば、そういった何かプログラミング教育の中で陸別町に関わるもの、そういったものを授業に取り入れてみたり、これもさきの質問にもかぶってくるのですが、それが陸別町オリジナルのコンテンツというか、陸別町の子どもは陸別町で育てるという面で、陸別ながらの教育の端末の使い方、活用方法とし

て出てくるのかもしれませんが、あとそれと併せて、これは前回の定例会の質問であったり私が一般質問のほうで度々取り上げているのですけれども、SNSという部分で、これはSNSの利用というか情報発信ということで、どうしても今イベントの中止であったり、陸別の経済活動であってもそうなのですから、どうしてもこういうことをやっていたりとか、陸別町のもちろんイベントだけではなく、各教育面であったり生活の面でも、もちろん陸別町の魅力がこういったいろいろなことを自粛しながら、中止しながらも巻き起こりながらこういうふうに活動が続いているような中で、実際にそういった教育の中で、子どもたちが陸別町と関わるというような、何か接点を持てるようなことももし検討されるのであれば、何か陸別町独自の教育のICT活用になるのかなというふうに考えまして、こういった質問を挙げてみました。

子どもたち、児童生徒が陸別町のいろいろなもの、お店でもいいのですけれども、風景であったりそういったものをICTの端末を使って写真であったり、プログラミングで何かをつくるということまでいかないかもしれないのですが、そういった何か陸別の情報発信を児童生徒の視点であったり観点から、ちょっと文字だったり文章も添えて何かつくったもの、これは陸別町の広報のほうで活用して、こういういろいろなことが公にはできないというか、なかなか人との交渉ができない状況で、少し陸別町の魅力を発信することにつなげてみてもいいのではないのかなと思って、一つの例として挙げてみたのですけれども、そういったことも自分で考えた一つの具体例なのですから、陸別町のICT端末というのは、今回のコロナ禍におきまして、各自治体だって全国的に活用であったり、導入が進められたわけですから、それだったら田舎とか都会とか関係なく、本当に端末に関しましてはどの全国の児童生徒1台ずつという、そこは皆さん共通なものだと思うので、特にそれを陸別町独自のものというふうに考えていく、そういった構想とかも今後ありましたら、つくって見たらどうでしょうかという質問と併せて教えていただけたらと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それでは、ICTの活用、これから情報発信等の機会をということであります。

まず、プログラミング教育につきましては、余りこの一つの固定した教育というよりは、議員おっしゃいましたけれども、いろいろな教科に基づいて思考を養うということですので、一つの教科として捉えるのではなくて、いろいろな教科の中で理念を踏まえながら教育を進めるというような取組というのを今、努めているところであります。

先ほどタブレットの活用でも若干ちょっとお話しましたが、実は中学校のほうが取組進んでいるというお話させていただきましたけれども、小学生の場合は発達段階の問題があって、タブレットを家で活用することが低学年の児童でどこまでできるのかということが、検証を進める必要があるのかとないうところが課題となっております。

現段階では、オンライン学習の準備を進めているところでありますけれども、中学生であればタブレットを自分で操作できるかなと思うのですけれども、やっぱり小学校の1年生が自分で全てできるかという、ちょっとなかなか難しい部分があって、ここは家庭だとか保護者の協力がなければ進めていくのはちょっと難しいのかなというところもありますので、その辺をどう進めていけるかということも、今検証しているところでもあります。

それからこのタブレット、今、情報発信も将来的にはいろいろ子どもたちが実際に活用できると、なかなか夢の広がるいいものになるのかなというふうに思っております。ただ、いま現在ではいろいろ課題もあるのかなというふうに思っております。

I C Tを活用することで、授業の質的向上でありますとか情報活用能力の育成、それから学びの仕方や学校生活の情報が図られ、教育の可能性が広がっていくものと思っています。児童生徒にはタブレットが文房具として活用できる力を身につけるために、日常的に触れる機会が大切ではないのかなというふうに思っています。

実は小学校では、6年生のふるさと学習で陸別町の紹介を先生同士の何か知り合いがいたということで、新潟県の小学校とオンラインで結んで交流授業を行ったということもあるというふうに聞いております。

今後の取組といたしましては、小中学校で連携して、関連する教科実数の確保であるとか、それから評価の在り方、それから発信内容の確認方法、それから情報能力など課題となることが多く出ていることが想像されますので、教育効果を見極めながら検討していきたいというふうに思っております。

ここ最近の報道では、この先進的にタブレットを活用した学校で、実はこれがいじめに使われていたということで、児童が亡くなられるというようなこともあるということなので、セキュリティ一面も含めていきますと、この辺は慎重に取り扱っていかないとせっかくのいい教材が逆な形になってしまうということで、今後もこの辺を検証していきながら進めていきたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 実際にそういった児童生徒におきまして、中学生のほうが進んでいるということで、それを使いまして新潟県のほうと交流があったということで、そういった本当に陸別町って小さい田舎の町ですけれども、こうやってテレワークというような言葉も進んでいるとおり、ここにいながらにしてもいろいろな町であったり交流ができるというものもI C T、そしてI C T教育の活用方法として挙がってくるのかなと思っております。

ただいま回答いただきましたとおり、児童生徒の端末の利用、ネットワーク、インターネットの利用につきましては、そういったいじめ等につながる、本当に目に見えない間接的なつながりという部分の怖さというのもあるので、重々私も理解するところで

あります。どうしてもセキュリティーだったりプライバシーの問題であつたり、実際に町としても何かを取り上げたりするときにもすごく制約を受けたり、難しいというか、そのまま直接的に何でも掲載して取り上げるということができないというのも、さっきの定例会の質問で理解はしましたし、実際にそれが子ども、児童生徒のことになると、さらに注意をして使用していったり、その活用についても考えていかなければならないというのも重々理解できます。

実際にプログラミング教育についてのちょっと私も考えで、プログラミングで何かをするということではなくて、プログラミング的な思考をとということで、これはこの時代でどうしても、私が子どものときよりもさらにこういった活用、日々インターネットであつたり通信機器に触れて児童生徒も生活されてきていると思いますので、もしかしたら学校の中で実際に触るといときに、そのハードルは自分のが子どもの頃よりもすごく低いものになっているかなというふうに思っております。それが教育の現場でこれから本格的に1年目ということで、活用する中では、一つ一つ課題がどんどん上がってきて精査されて、活用の方向性だつたりというのがこれからどんどん定まってくるかなというふうにお聞きすることができました。

質問に挙げましたとおり、その中でちょっと先ほどの私の質問の文章の中にも含めさせていただいたのですけれども、何かせっかく誰しも共通して使えるものなので、その中で陸別だからできるというもの、陸別の児童生徒だから、この町ながらのそういった教育の使い方というのが生まれてくることを願っての質問とさせていただきました。自分の質問について挙げたこと聞かせていただきましたので、これで私の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） それでは、通告どおり一般質問をお願いいたします。

私の一般質問は、9月定例会における町長の行政報告を聞いて、その中で作況報告がなされて、それについての私の追加の一般質問ということで、よろしくお願いをいたします。

今年度は7月から8月にかけての異常気象により、十勝管内及びオホーツク管内において粗飼料不足が生じております。

当町の酪農家においても飼料不足が深刻化しており、不足分については各農家が自前で粗飼料を購入し、不足分を補わなければならない状況にあると、そうした中、町行政として飼料の購入に対して、いろいろな形で助成金を出す考えはないかということで、一般質問させていただきます。

それでは、8月2日に町長も作況調査に出られておりますが、町長になって6回目の作況調査かなと思っております。そこで、今年作況調査をした中で、町長としてどのようにお感じになったのか、まず、そこら辺の答弁をお願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 8月2日に実施されました作況調査、どのようなことを感じたかという御質問でございますが、例年に比べて水不足、干ばつ状態でありまして、あっちこっちの畑にひび割れが生じていたというのが実態でありました。しかしながら、陸別の中에서도いろいろ移動して作況を見てみたのですが、地域、場所によってそれぞれの作物の生育の違いがあるなど、そんなようなことも感じました。いずれにしましても、その時点では収量不足を起さないように雨がもっともっと降ってほしいとそのときにはそう感じました。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当に7月、8月入る前、6月は本当に今年が一番草の収穫において、本当に天候に恵まれて、恐らく私の記憶なのですが、6月14日夕立と6月21日に雨が降っただけで、あとは順調に一番草の収穫が終わったという実感かなと思っています。

しかしながら、その後一番草の収穫が終わり、肥料をまき2番草の追肥が終わって、さあこれからだという矢先に、7月、8月上旬にかけての高温と少雨の天候が続き、干ばつによる生育の影響が非常に出たと、特に当町における今年度の気象については、とりわけ7月の干ばつ、水不足いろいろありますが、7月の平均気温は22.3度と、例年より4度ほど高くて、通常ですと7月は18.2度ぐらいでやはり気温が高かったと、また隣町の足寄町では、何十年ぶりの高温、また日本一を何日も記録したとそういう状況にもあります。しかしながら、降水量においては7月の1か月で4.5ミリと例年の5%に満たなく、やはり農作物への影響が心配、懸念されたと。そして、また当然そのような中で、町長からあったようにばらつきが多かったといろいろありましたが、やはり2番草の収穫においては量がなかったと、そして今日から始まっていますデントコーンの収穫におかれても7割程度がいいところかなと感じられております。また、畑作農家におかれては、相当分の減少が見込まれております。本当に足寄町からオホーツク管内にかけて、北海道管内で一番ダメージが強いのかなと思っております。しかしながら、畑作農家は畑作物共済、また収入保険で守られている現状でありますので、酪農家よりはやはり制度が確立されているなという状況にあります。

それと若干ですがここ二、三年の市況の情勢を言いますので、町長聞いておいてください。

まず、令和元年の陸別町の乳量は4万390トンで乳価で101円、ホル雄で約11万1,000円、F1雄で28万円、F1雌で19万8,000円、黒毛素牛和牛で75万円、黒毛雌の和牛で66万円、配合飼料は59円61銭、燃料においてはガソリンで137円、灯油で95円、軽油が123円だったと思っています。

また、令和2年においては陸別町の乳量は4万155トン、乳価においては105

円、ホル雄で約10万5,000円、F1の雄で17万円、F1の雌で11万円、黒毛和牛69万円、黒毛の雌で57万円、配合飼料は59円36銭、ガソリンで129円、灯油で85円、軽油で115円。

そして令和3年8月までの乳量ですが、今のところ2万7,480トンで、乳価で104円、ホル雄で9万8,000円、F1の雄で16万8,000円、F1の雌で12万円、黒毛の素牛で76万円、黒毛の雌で64万円、配合飼料は65円48銭、過去最高です。燃料はガソリンで146円、灯油で98円、軽油で131円、肥料代金は10%の値上げです。本当に配合飼料では史上最高の水準にあると思っていいかなと思っています。また、乳価についても昨年からのコロナ禍がなかなか収束しないと、そういうような形でなかなか外食産業も思うようにいかない。また、小学校、中学校の臨時休業等がございました。それで、やはり飲料乳の減少に伴って、今の手取額も1年の減少が続いて大変厳しい状況にあると。また、一昨日の和牛の市場もやはり今年になって一番の最安値とも聞いております。本当に大変厳しい状況が続いていると、このまま収束が見通せない中、本当に大変酪農家は苦戦をしていると思っております。

それで、陸別農協もこの飼料不足について9月の初めに全組合員に向けてのアンケート調査を実施しました。本日までに回答が出てきますが、私が若干あれした中では、全部で55戸の農家に対して約9割以上のアンケートをいただいて、ロールで約1,920個の不足、一、二番のサイレージ等で6,075トン、デントコーンで2,550トン、そして町内の農家で私余っていますよという農家がロールで1,748個の余剰分があると、それでデントコーンについては、令和2年度のデントコーンが200トンありますよというアンケート調査です。

これを踏まえて、農協も9月の理事会等で検討するのかなと思っています。また、オホーツクはまなす農協も8月の理事会において、オホーツクはまなす農協は1億2,200万円の農協単独で措置をすると、全組合員を対象に2番牧草やデントコーンの種子、肥料代の半額を補助する。しかしながら、これはほんの一部にしか過ぎないと。国や道また行政に対してのお願いをしていくということも書かれております。オホーツク管内においても、本当に粗飼料不足が続いているということでもあります。

それで、町行政として過去においては災害や飼料の高騰の対策は、陸別町農業近代化資金のやっと利子補給とかいろいろありました。また、これから一番心配されるのが来年の春以降の粗飼料の不足が心配されます。その観点から、安定した経営を図るためにも粗飼料等の購入に対する際の町と行政としての助成をする考えはないかと、町長に答弁を求めます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今ほど議員の説明、また私の感想とも回答が重複するところがありますが、今年度7月下旬から8月上旬にかけての少雨、干ばつは町内全域に及びまして、先日の行政報告で申し上げましたが、9月1日現在の農作物生育状況において、

牧草の収量は平年を下回る見込みとなるなど影響が表れております。8月2日の関係機関合同での作況調査でも、地域により収量不足が見られるものと予測しております。8月中旬に集中的な降雨がありましたが、これまでの状況をカバーするまでには至らないものと関係機関の意見もあります。いま現在、収穫途上ではありますが、農協が9月中を目途に全農家の粗飼料の生産見込み、また需要量等確認中であると聞いておりますし、今後、収穫作業が進むにつれ、より正確につかめるものとそのように考えております。

粗飼料の購入につきましては、地域差や個人差もありまして、また農業者の皆さん考え方も一律ではないとそのように聞いております。農業者間での公平性を配慮する必要もあるとそのように考えております。

したがいまして、現時点では町が個々の農業者の粗飼料購入に対して、直接的な補助をすることは今のところ考えておりませんが、今後の収穫される粗飼料の過不足状況について、農協を始め、国や道、またホクレンなどの関係団体等の対策等の情報を関係機関で共有し、過去の対策なども踏まえまして、しっかりと検討していきたいとそのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 昨年は陸別町の農業新型コロナウイルス対策支援事業助成金ということで、948万3,000円も対策がありました。今年になってこの事業があるかないかはまだ不透明です。まだコロナが収束できない、また今月末まで緊急事態宣言下の中、本当に酪農・畜産の先行きは不透明だと私は思っております。各酪農家の中にも不安がございます。昨日策定された陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の中にも、農業のことはきちとうたっていました。この計画をしっかりとした形で実行するためにも、やはり私はきちと支援策を講じて、農協等と相談して出すのが町行政ではないかなと思っております。

この力強い陸別町の農業を確立するためにも、来年にはバイオマスプラントも完成します。しっかりとした稼働が見込まれると私も思っていますし、酪農家の減少が進むとそれらの運営にも支障を来す恐れもあります。クラスター事業により規模拡大を希望する担い手や地元に戻る農家後継者など、不安のないように私は将来を見据えるためにも、ここはやっぱり支援をお願いしたいと思っています。ここで今つまづくわけにはいかないのです。

私、ちょっと余談になりますが、議会議員になって既に4期目を迎えています。議会議員になってから、ある人から、「多胡君陸別町一の基幹産業は何だ」と聞かれました。そのとき私はこう答えました。「当然、酪農・畜産が陸別町一番の基幹産業だと思っています」と言いました。するとその方は、「何言ってるんだ、陸別町一の基幹産業は町行政だ」と。一般交付税、国民、町民の税金で10年前50億円の一般会計総額でございました。そのときは、私のJA陸別町は96戸で41億円でした。私も一瞬そ

のとき町行政か企業かなと思ったのですが、その方はこれが現実なんだと、これが公務員なんだと汗水垂らしてもこういう差だと、そして毎年3億円、4億円の基金を積んでいるだろうと言われたとき、私もんんんという思いもしました。しかしながら、令和2年8月、私のJA陸別町は約60億円近い総額、組合の頑張りになってきました。恐らく令和4年、令和5年では陸別町過去最高の64億円ぐらい行くと私は思っています。

そうした中もやはり今の現状をしっかりと考えてもらって、陸別の基幹産業である酪農・畜産をつぶさないという思いで、私はやはり町長にしっかりとした考えを持っていただいて、きちっとした支援をいただきたいと思っています。今の現状では本当に苦しい状況にあります。去年は10年後資金という最後の資金の融通がございました。今年はまだ何もありません。本当に今年はコロナ禍において本当に苦しい年だと、私は一番耐えどきの年かなと思っています。本当にこのひどい現状を打破するためにも、私は農協、いろいろな形で連携を結んで、少しでも多くの支援をしていただいて、陸別町に帰ってきて良かったなと、陸別町で営農して良かったなと、そういう強い思いで今の担い手たちに、町長として力強い意見を発信してもらいたいなと思っています。64億円という明るい数字があるのであれば、私は陸別町の農家は安定すると思っています。農協の組合長に聞いても乳量が4万3,000トンを超えない限り、陸別農協は大丈夫だろうと言っています。職員もこのままの形でみんな使っていけるということも聞いています。やはりそこを目指すには、一農家が規模拡大をして大きくするか、ある手は大きい補助をつくるか、いろいろなことも考えられます。しかしながら、現状では64億円という数字がもう見えてきています。だからこそ、やはり今年を乗り切るためにも、町長と組合長が協議をして農協が苦しいときには町が助けるぐらいの気持ちでやっていただければ、私は今の若い人たちにも明るい兆しが少しはあるのではないかなと思っています。

先ほどのアンケートもトン換算でしてみると、全てで1万トンです、町長。全てにおいて1万トン、キロ3,000円助成しても3,000万円です。キロ5,000円助成しても5,000万円です。だからこそ町長、やっぱりこのぐらいの気持ちで、私は基金を取り崩してでもやはり陸別町の酪農・畜産のために何かを支援していただきたいという思いで、今日は一般質問をさせていただきました。

最後に町長の力強い答弁を聞いて私は終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 力強い答弁になるかどうかはちょっと分からないのですが、議員の後半おっしゃっている話を私も伺いまして、いろいろ財政とかそこら辺はそれぞれ捉え方はいろいろあるのかなというふうに思いますが、やはり環境というのはめまぐるしく変化しているというのは私自身も感じております。

取りあえず、まずこの最初の粗飼料の過不足ですが、これはやっぱりあくまでもしっかりしたこれから出ますデータを基に先ほどもお話しましたが、農協、また国、道、ま

たホクレン、その他関係団体の対策等の情報も含めて共有しながら、過去にもいろいろな対策がなされました。そこら辺も参考に基幹産業、これは間違いないので協議をしていきたいとそうように考えているところであります。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第３ 諮問第１号

○議長（本田 学君） 日程第３ 諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については、開会日に議会関係諸般報告つづりで配付しておりますとおり、町長より諮問がありました。

諮問内容の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

今回、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を求める件につきましては、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づくものでございます。

人権擁護委員法第６条第３項には、市長村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないことと規定されております。

人権擁護委員としての条件は、一つは選挙権を有する住民であること、二つ目は人格識見が高いこと、三つ目は広く社会の実情に通じていること、四つ目としては人権擁護に理解があることと人権擁護委員法第６条第３項に規定されております。

このたびの人権擁護委員につきましては、本年１２月３１日付で任期満了となります現委員の平林暁仁氏の後任に土屋たか子氏を推薦しようとするものであり、今定例会で議会の御同意をいただくものであります。

土屋氏は、昭和４４年５月３０日生まれで現在満５２歳、平成４年３月に学習院大学文学部哲学科美学美的史専攻を卒業され、平成２４年４月からは土屋家畜診療所に従事し、現在に至っております。

土屋氏は人格識見とも高く、人権擁護委員を努めるには適任者と考えているところでありますので、よろしく御同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（本田 学君） 諮問内容について質疑はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

お諮りします。

本件は、土屋たか子氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です

したがって、諮問第1号は、土屋たか子氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに決定しました。

◎日程第4 意見書案第2号

○議長（本田 学君） 日程第4 意見書案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月、北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の久保議員から趣旨説明を求めます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君）〔登壇〕 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出につきまして、提案の趣旨を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、医療や地域経済にとどまらず、人々の生活様式にまで多大な影響を及ぼしております。度重なる感染拡大の波に対して、地方自治体はその最前線に立ち、感染症への対応はもとより、地域の防災・減災対策や雇用の確保、さらには地球温暖化など喫緊の課題対応に迫られております。また、医療や介護、子育てを初めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策など、財政需要は増大の一途をたどっております。

一方で、地方税収が落ち込む状況下において、地方は巨額財源不足の生じることが予測されることから、引き続き、国と地方は密接に連携し、地域の諸課題に取り組まなければなりません。これまでも地方自治体は、財政の健全性と自主性の確保を図りつつ、その時々危機に対応し、住民に最も身近な存在としてその安全と安心を確保してきましたが、人口減少、少子高齢化が加速化する中で、新型コロナウイルス感染症に着実に対応するためには確固とした地方財政の基盤が不可欠であります。

このようなことから、地方が責任を持ってコロナ禍による厳しい財政状況の中であっても様々な行政サービスを十分に担えるよう、安定的な地方財政の運営に必要な財源を確保、充実すべきであります。

よって、ただいまの議会事務局長朗読のとおり、令和4年度以降の地方財政計画においては、十分な一般財源総額を確保するとともに、固定資産税に講じられた特例措置を終了させることなど、衆参両院議長及び内閣総理大臣を初めとする関係大臣に強く求めるものであります。

議員の皆様には、ぜひともこの提案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第2号を採決します。

意見書案第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（本田 学君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（本田 学君） これで、本日の会議を閉じます。

令和3年陸別町議会9月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時00分

以上、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

議員

議員

